

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
第 1 章 入出港関係	第 1 章 入出港関係
第 1 節 入港手続	第 1 節 入港手続
(旅客及び乗組員に関する事項の報告)	(旅客及び乗組員に関する事項の報告)
1-1 船長（関税法（昭和 29 年法律第 61 号。以下「法」という。）第 26 条の規定による船舶の所有者若しくは管理者又はこれらの者若しくは船長の代理人を含む。次節を除き以下同じ。）又は機長（同条の規定による航空機の所有者若しくは管理者又はこれらの者若しくは機長の代理人を含む。以下同じ。）が、システムを使用して旅客及び乗組員に関する事項の報告を行う場合の取扱いは、次による。	1-1 船長（関税法（昭和 29 年法律第 61 号。以下「法」という。）第 26 条の規定による船舶の所有者若しくは管理者又はこれらの者若しくは船長の代理人を含む。次節を除き以下同じ。）又は機長（同条の規定による航空機の所有者若しくは管理者又はこれらの者若しくは機長の代理人を含む。以下同じ。）が、システムを使用して旅客及び乗組員に関する事項の報告を行う場合の取扱いは、次による。
(1) 外国貿易船又は特殊船舶の場合	(1) 外国貿易船又は特殊船舶の場合
船長に対し、「入港前統一申請」業務を利用して必要事項をシステムに入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。	船長に対し、「入港前統一申請」業務又は「入港前統一申請 B」業務を利用して必要事項をシステムに入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。
(2) (省略)	(2) (同左)
(旅客及び乗組員に関する事項の訂正等)	(旅客及び乗組員に関する事項の訂正等)
1-2 船長又は機長が、前項の規定により報告した旅客若しくは乗組員に関する事項の訂正又は取消しを行う場合の取扱いは、次による。	1-2 船長又は機長が、前項の規定により報告した旅客若しくは乗組員に関する事項の訂正又は取消しを行う場合の取扱いは、次による。
(1) 外国貿易船又は特殊船舶の場合	(1) 外国貿易船又は特殊船舶の場合

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>船長に対し、「<u>入港前統一申請</u>」業務又は「<u>入港前統一申請呼出し</u>」業務を利用して訂正又は取消しの旨をシステムに入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。</p> <p>なお、取消しを行う場合には、前項の規定により報告をした税関官署の監視担当部門（以下この項において「監視担当部門」という。）にあらかじめ申し出ることを求めるものとする。</p> <p>(2) (省略)</p>	<p>船長に対し、「<u>入港前統一申請呼出し</u>」業務又は「<u>入港前統一申請B呼出し</u>」業務を利用して訂正又は取消しの旨をシステムに入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。</p> <p>なお、取消しを行う場合には、前項の規定により報告をした税関官署の監視担当部門（以下この項において「監視担当部門」という。）にあらかじめ申し出ることを求めるものとする。</p> <p>(2) (同左)</p>
<p>(入港届等の提出)</p> <p>1－3 船長又は機長が、システムを使用して入港届及び船用品目録（船用品目録については、外国貿易船及び特殊船舶の場合に限る。この節 1－5において同じ。）の提出を行う場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 外国貿易船又は特殊船舶の場合</p> <p>船長に対し、「入港届等」業務を利用して必要事項をシステムに入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。</p> <p>(2) (省略)</p>	<p>(入港届等の提出)</p> <p>1－3 船長又は機長が、システムを使用して入港届及び船用品目録（船用品目録については、外国貿易船及び特殊船舶の場合に限る。この節 1－5において同じ。）の提出を行う場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 外国貿易船又は特殊船舶の場合</p> <p>船長に対し、「入港届等」業務又は「<u>入港届等B</u>」業務を利用して必要事項をシステムに入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。</p> <p>(2) (同左)</p>
<p>(入港届等の訂正等)</p> <p>1－5 船長又は機長が、この節 1－3 の規定により提出した入港届及び船用品目録の訂正又は取消しを行う場合の取扱いは、次による。</p>	<p>(入港届等の訂正等)</p> <p>1－5 船長又は機長が、この節 1－3 の規定により提出した入港届及び船用品目録の訂正又は取消しを行う場合の取扱いは、次による。</p>

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>(1) 外国貿易船又は特殊船舶の場合 船長に対し、「<u>入港届等</u>」業務又は「<u>入港届等呼出し</u>」業務を利用して訂正又は取消しの旨をシステムに入力し、送信することにより行うこととを求めるものとする。 なお、取消しを行う場合には、この節 1-3 の規定により提出をした税関官署の監視担当部門（以下この項において「監視担当部門」という。）にあらかじめ申し出ることを求めるものとする。</p> <p>(2) （省略）</p>	<p>(1) 外国貿易船又は特殊船舶の場合 船長に対し、「<u>入港届等 B 呼出し</u>」業務を利用して訂正又は取消しの旨をシステムに入力し、送信することにより行うこととを求めるものとする。 なお、取消しを行う場合には、この節 1-3 の規定により提出をした税関官署の監視担当部門（以下この項において「監視担当部門」という。）にあらかじめ申し出ることを求めるものとする。</p> <p>(2) （同左）</p>
<p>第 3 節 貨物の積卸し (積荷に関する事項の報告等) 3-1 システムを使用して積荷に関する事項の報告を行う場合の取扱いは、次による。 (1) 法第 15 条第 7 項又は第 8 項に規定する運航者等又は荷送人が、システムを使用して積荷に関する事項の報告を行う場合の取扱いは、次による。 イ （省略） ロ ハウス B/L に基づく積荷に関する事項の報告を行う場合は、荷送人に対し、「出港前報告（ハウス B/L）」業務を利用して、外国貿易船に積載している海上コンテナ貨物の仕出地、仕向地、番号等の必要</p>	<p>第 3 節 貨物の積卸し (積荷に関する事項の報告等) 3-1 システムを使用して積荷に関する事項の報告を行う場合の取扱いは、次による。 (1) 法第 15 条第 7 項又は第 8 項に規定する運航者等又は荷送人が、システムを使用して積荷に関する事項の報告を行う場合の取扱いは、次による。 イ （同左） ロ ハウス B/L に基づく積荷に関する事項の報告を行う場合は、荷送人に対し、「出港前報告（ハウス B/L）」業務を利用して、外国貿易船に積載している海上コンテナ貨物の仕出地、仕向地、番号等の必要</p>

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>事項をシステムに入力し、送信して行うことを求めるものとする。<u>なお、仕出港からの積出し後、外国の港で積替えが行われる場合において、積替え後の船舶が不明なときは、仕出港で積載する船舶に係る情報及び船舶情報変更予定有識別のほか、必要事項をシステムに入力し、送信を行うこととして差し支えない。</u></p>	<p>事項をシステムに入力し、送信して行うことを求めるものとする。</p>
<p>(2) 法第 15 条第 1 項及び第 2 項に規定する外国貿易船の船長又は同条第 10 項及び第 11 項に規定する外国貿易機の機長がシステムを使用して積荷に関する事項の報告を行う場合の取扱いは、次による。</p> <p>イ <u>海上貨物に係る積荷に関する事項の報告を行う場合は、次による。</u></p> <p><u>(イ) 上記(1)イで報告した積荷に関する事項の報告を活用して報告を行う場合には、船長に対して「積荷目録提出」業務を利用して送信して行うことを求めるものとする。ただし、上記(1)イで報告した積荷に関する事項の報告のうち、コンテナオペレーション会社コード欄のほか、コンテナーに係る荷渡形態コード欄、バンニング形態コード欄及びコンテナ条約適用識別欄が未入力の場合には、あらかじめ「出港前報告訂正」業務で必要な入力をして送信を行った後に、「積荷目録提出」業務を実施すること。</u></p> <p><u>また、「積荷目録提出」業務を利用して送信を行う前に、「出港日時報告」業務を利用して、同通達 15-2-3 に規定する正確な船積港出港日時を入力し、送信を行うこと。</u></p> <p><u>(ロ) 上記(1)イで報告した積荷に関する事項の報告を活用しない場合に</u></p>	<p>(2) 法第 15 条第 1 項及び第 2 項に規定する外国貿易船の船長又は同条第 10 項及び第 11 項に規定する外国貿易機の機長がシステムを使用して積荷に関する事項の報告を行う場合の取扱いは、次による。</p> <p>イ <u>海上貨物に係る積荷に関する事項の報告を行う場合は、船長に対し、「積荷目録情報登録」業務を利用して当該外国貿易船に積載している貨物（旅客又は乗組員の携帯品、郵便物、船用品、船長に託された貨物（託送品）、関税法基本通達 21-1(2)のニに該当する貨物及び同通達 21-6 の規定のうち他の外国貿易船に積み替えられる貨物を除く。）の仕出地、仕向地、番号等の必要事項をシステムに入力し、「積荷目録提出」業務を利用して送信して行うことを求めるものとする。</u></p> <p><u>なお、上記(1)で報告を行った海上コンテナ貨物に係る積荷に関する事項の報告を行う場合には、「積荷目録提出」業務を利用して送信を行う前に、「出港日時報告」業務を利用して、同通達 15-2-3 に規定する正確な船積港出港日時を入力し、送信を行うこと。</u></p>

新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>は、船長に対し、「積荷目録情報登録」業務を利用して当該外国貿易船に積載している貨物（旅客又は乗組員の携帯品、郵便物、船用品、船長に託された貨物（託送品）、関税法基本通達 21-1(2)ニに該当する貨物及び同通達21-6の規定のうち他の外国貿易船に積み替えられる貨物を除く。）の仕出地、仕向地、番号等の必要事項をシステムに入力し、「積荷目録提出」業務を利用して送信して行うことを求めるものとする。</p> <p>ロ及びハ（省略）</p>	
<p>(積荷に関する事項の訂正等)</p> <p>3-2 前項の規定により報告された積荷に関する事項の追加、訂正又は削除を行う場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 前項(1)に規定する海上コンテナ貨物の場合</p> <p>イ 「出港前報告」業務を利用して報告した内容の訂正又は削除を行う場合は、運航者等に対し、「出港前報告訂正呼出し」業務を利用して報告時の内容を呼び出し、訂正の内容又は削除の旨（削除理由を含む。）をシステムに入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。また、「出港日時報告」業務を実施した後に追加を行う場合には、「出港前報告訂正」業務を利用して必要事項を入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。</p> <p>ただし、運送契約の変更その他やむを得ない理由により積載する船</p>	<p>ロ及びハ（同左）</p> <p>(積荷に関する事項の訂正等)</p> <p>3-2 前項の規定により報告された積荷に関する事項の追加、訂正又は削除を行う場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 前項(1)に規定する海上コンテナ貨物の場合</p> <p>イ 「出港前報告」業務を利用して報告した内容の訂正又は削除を行う場合は、運航者等に対し、「出港前報告訂正呼出し」業務を利用して報告時の内容を呼び出し、訂正の内容又は削除の旨をシステムに入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。また、「出港日時報告」業務を実施した後に追加を行う場合には、「出港前報告訂正」業務を利用して必要事項を入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。</p>

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>船舶を変更する場合には、「出港前報告船舶情報訂正」業務で変更前後の船舶に関する報告事項を入力し、送信を行うことを求めるものとする。</p> <p>また、運送契約の変更その他やむを得ない理由により船荷証券番号を変更（分割又は統合を含む。）する場合には、「出港前報告」業務又は「出港前報告訂正」業務により変更後の船荷証券番号に係る積荷に関する事項の報告を行った後、「出港前報告 B／L 関連付け」業務で変更前後の船荷証券番号を入力し、送信を行うことを求めるものとする。</p> <p>ロ 「出港前報告（ハウス B／L）」業務を利用して報告した内容の訂正又は削除を行う場合は、荷送人に対し、「出港前報告訂正（ハウス B／L）呼出し」業務を利用して報告時の内容を呼び出し、訂正の内容又は削除の旨（削除理由を含む。）をシステムに入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。</p> <p>また、「出港前報告（ハウス B／L）」業務でマスター B／L に関するハウス B／L の報告が全て完了した旨をシステムに入力し送信した後又は「出港日時報告」業務が実施された後に追加を行う場合には、「出港前報告訂正（ハウス B／L）」業務を利用して、必要事項を入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。</p> <p>ただし、運送契約の変更その他やむを得ない理由により積載する船舶を変更する場合（関連するマスター B／L の船舶情報に準ずる旨が</p>	<p>「出港前報告（ハウス B／L）」業務を利用して報告した内容の訂正又は削除を行う場合は、荷送人に対し、「出港前報告訂正（ハウス B／L）呼出し」業務を利用して報告時の内容を呼び出し、訂正の内容又は削除の旨をシステムに入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。</p> <p>また、「出港前報告（ハウス B／L）」業務でマスター B／L に関するハウス B／L の報告が全て完了した旨をシステムに入力し送信した後又は「出港日時報告」業務が実施された後に追加を行う場合には、「出港前報告訂正（ハウス B／L）」業務を利用して、必要事項を入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。</p>

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>あらかじめシステムに登録されている場合を除く。) には、「出港前報告船舶情報訂正」業務で変更前後の船舶に関する報告事項を入力し、送信を行うことを求めるものとする。</p> <p>さらに、運送契約の変更その他やむを得ない理由により船荷証券番号を変更（分割又は統合を含む。）する場合には、「出港前報告」業務又は「出港前報告訂正」業務により変更後の船荷証券番号に係る積荷に関する事項の報告を行った後、「出港前報告 B／L 関連付け」業務で変更前後の船荷証券番号を入力し、送信を行うことを求めるものとする。</p> <p>(2) 前項(2)イに規定する海上貨物の場合</p> <p>船長に対し、「積荷目録情報訂正呼出し（積荷目録提出後）」業務を利用して報告時の内容を呼び出し、追加、訂正の内容又は削除の旨（追加、訂正又は削除の理由を含む。）をシステムに入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。</p> <p>さらに、運送契約の変更その他やむを得ない理由により船荷証券番号が変更（分割又は統合を含む。）となり、「積荷目録提出」業務を利用して報告した積荷に関する事項の船荷証券番号が「出港前報告」業務を利用して報告した積荷に関する事項の船荷証券番号と相違することが判明した場合には、「出港前報告 B／L 関連付け」業務で変更前後の船荷証券番号を入力し、送信を行うことを求めるものとする。</p> <p>(3) (省略)</p>	<p>(2) 前項(2)イに規定する海上貨物の場合</p> <p>船長に対し、あらかじめ積荷に関する事項の報告先の税関官署の監視担当部門に申し出た上で、「積荷目録情報訂正呼出し（積荷目録提出後）」業務を利用して報告時の内容を呼び出し、追加、訂正の内容又は削除の旨をシステムに入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。</p> <p>(3) (同左)</p>

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>(船卸許可申請書の提出)</p> <p>3-13 システムを使用して法第 16 条第 3 項に規定する船卸しの許可を受けようとする場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1) この節 3-1(1)の規定による積荷に関する事項の報告が行われている場合（「出港前報告 B／L 関連付け」業務により、システムに登録済みの積荷情報と関連付けされている場合を含む。）には、当該積荷の船卸しの許可を受けようとする者（以下この節において「申請者」という。）に対し、「船卸許可申請」業務を利用して当該積荷の船荷証券番号及び船卸しをしようとする日時等の必要事項を入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。</p> <p>(2) この節 3-1(1)の規定による積荷に関する事項の報告が行われていない場合（「出港前報告 B／L 関連付け」業務により、システムに登録済みの積荷情報と関連付けされている場合を除く。）には、あらかじめ積荷に関する事項の報告を行った後、「船卸許可申請」業務を利用して当該積荷の船荷証券番号及び船卸しをしようとする日時等の必要事項を入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。</p> <p>第 4 節 出港手続</p> <p>(出港届の提出)</p>	<p>(船卸許可申請書の提出)</p> <p>3-13 システムを使用して法第 16 条第 3 項に規定する船卸しの許可を受けようとする場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1) この節 3-1(1)の規定による積荷に関する事項の報告が行われている場合には、当該積荷の船卸しの許可を受けようとする者（以下この節において「申請者」という。）に対し、「船卸許可申請」業務を利用して当該積荷の船荷証券番号及び船卸しをしようとする日時等の必要事項を入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。</p> <p>(2) この節 3-1(1)の規定による積荷に関する事項の報告が行われていない場合には、あらかじめ積荷に関する事項の報告を行った後、「船卸許可申請」業務を利用して当該積荷の船荷証券番号及び船卸しをしようとする日時等の必要事項を入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。</p> <p>第 4 節 出港手続</p> <p>(出港届の提出)</p>

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
4-1 船長又は機長が、システムを使用して出港届を提出し、出港の許可を受けようとする場合（当該許可については、 <u>外国貿易船及び</u> 外国貿易機に限る。）の取り扱いは、次による。	4-1 船長又は機長が、システムを使用して出港届を提出し、出港の許可を受けようとする場合（ <u>外国貿易船又は</u> 外国貿易機に限る。）の取り扱いは、次による。
(1) 外国貿易船又は特殊船舶の場合  船長に対し、「出港届等」業務を利用して船舶の名称、国籍、純トン数、仕向地、出港の日時等の必要事項をシステムに入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。	(1) 外国貿易船又は特殊船舶の場合  船長に対し、「出港届等」業務又は「 <u>出港届B</u> 」業務を利用して船舶の名称、国籍、純トン数、仕向地、出港の日時等の必要事項をシステムに入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。
(2) (省略)	(2) (同左)
(出港届の訂正等)	(出港届の訂正等)
4-3 船長又は機長が、この節 4-1 の規定により行った出港届の出港予定日時等の訂正を行う場合の取り扱いは、次による。	4-3 船長又は機長が、この節 4-1 の規定により行った出港届の出港予定日時等の訂正を行う場合の取り扱いは、次による。
(1) 外国貿易船又は特殊船舶の場合  船長に対し、「出港届等」業務又は「 <u>出港届等呼出し</u> 」業務を利用して訂正の旨をシステムに入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。	(1) 外国貿易船又は特殊船舶の場合  船長に対し、「出港届等」業務又は「 <u>出港届B</u> 」業務を利用して訂正の旨をシステムに入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。
なお、出港許可前において出港届の撤回を行う場合には、船長に対し、あらかじめ出港届提出先の税関官署の監視担当部門（以下この節において「監視担当部門」という。）に申し出た上で、「出港届等」業務又は「 <u>出港届等呼出し</u> 」業務を利用して撤回の旨をシステムに入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。	なお、出港許可前において出港届の撤回を行う場合には、船長に対し、あらかじめ出港届提出先の税関官署の監視担当部門（以下この節において「監視担当部門」という。）に申し出た上で、「出港届等」業務又は「 <u>出港届B</u> 」業務を利用して撤回の旨をシステムに入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
(2) (省略)	(2) (同左)
第 6 節 船舶等の資格変更手続  (船舶又は航空機の資格の変更)	第 6 節 船舶等の資格変更手続  (船舶又は航空機の資格の変更)
6-1 船長又は機長が、システムを使用して船舶・航空機資格変更届の提出を行う場合は、「船舶・航空機資格変更届」業務又は「船舶資格変更届」業務を利用して船舶又は航空機の国籍、種類等の必要事項をシステムに入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。	6-1 船長又は機長が、システムを使用して船舶・航空機資格変更届の提出を行う場合は、「船舶・航空機資格変更届」業務を利用して船舶又は航空機の国籍、種類等の必要事項をシステムに入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。
(船舶又は航空機の資格届の内容訂正等)  6-3 上記 6-1 で行った船舶・航空機資格変更届の内容訂正及び取消しを行う場合は、「船舶・航空機資格変更届審査終了」業務が終了する前に限り、「船舶・航空機資格変更届呼出し」業務又は「船舶資格変更届呼出し」業務により訂正又は取消しの旨をシステムに入力し、送信することを求めるものとする。	(船舶又は航空機の資格届の内容訂正等)  6-3 上記 6-1 で行った船舶・航空機資格変更届の内容訂正及び取消しを行う場合は、「船舶・航空機資格変更届審査終了」業務が終了する前に限り、「船舶・航空機資格変更届呼出し」業務により訂正又は取消しの旨をシステムに入力し、送信することを求めるものとする。
第 4 章 輸出通関関係	第 4 章 輸出通関関係
第 1 節 輸出申告	第 1 節 輸出申告

## 新旧対照表

## 【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>(輸出申告事項の登録)</p> <p>1－1 輸出申告（法第 67 条の 3 第 3 項に規定する特定輸出申告、<u>同条第 1 項に規定する特定委託輸出申告、同条第 2 項に規定する特定製造貨物輸出申告、</u>関税法基本通達 67－2－5 に規定するマニフェスト等による輸出申告<u>及び</u>別送品輸出申告（同通達 67－2－7 及び 67－2－8 に規定する旅具通関扱いをする貨物に係る輸出申告をいう。以下同じ。）を除く。以下この節及び次節において同じ。）を行う者及びその代理人である通関業者（以下この節及び次節において「通関業者等」という。）がシステムを使用して輸出申告を行う場合は、当該申告に先立ち、次のいずれかの方法により輸出申告事項の登録を行うことを求めるものとする。</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p>	<p>(輸出申告事項の登録)</p> <p>1－1 輸出申告（法第 67 条の 3 第 6 項に規定する特定輸出申告<u>及び</u>特定委託輸出申告<u>並びに</u>同条第 4 項に規定する特定製造貨物輸出申告<u>並びに</u>関税法基本通達 67－2－5 に規定するマニフェスト等による輸出申告<u>並びに</u>別送品輸出申告（同通達 67－2－7 及び 67－2－8 に規定する旅具通関扱いをする貨物に係る輸出申告をいう。以下同じ。）を除く。以下この節及び次節において同じ。）を行う者及びその代理人である通関業者（以下この節及び次節において「通関業者等」という。）がシステムを使用して輸出申告を行う場合は、当該申告に先立ち、次のいずれかの方法により輸出申告事項の登録を行うことを求めるものとする。</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p>
<p>(輸出申告)</p> <p>1－2 通関業者等がシステムを使用して輸出申告を行う場合は、前項の規定により登録された輸出申告事項について通関業者等に出力される応答画面の内容又は入力控情報として出力される内容を確認の上、次のいずれかの方法により輸出申告の登録を行うことを求めるものとする。ただし、輸出申告を行う者が、税関官署の窓口に設置された電子申告を行うための専用端末（以下「窓口電子申告端末」という。）を利用して輸出申告を行う場合は、窓口電子申告端末運用指針（別紙 1）により<u>取り扱う</u>ものとする。</p>	<p>(輸出申告)</p> <p>1－2 通関業者等がシステムを使用して輸出申告を行う場合は、前項の規定により登録された輸出申告事項について通関業者等に出力される応答画面の内容又は入力控情報として出力される内容を確認の上、次のいずれかの方法により輸出申告の登録を行うことを求めるものとする。ただし、輸出申告を行う者が、税関官署の窓口に設置された電子申告を行うための専用端末（以下「窓口電子申告端末」という。）を利用して輸出申告を行う場合は、窓口電子申告端末運用指針（別紙 1）により<u>取り扱う</u>ものとする。</p> <p>なお、通関業者が輸出申告を行う場合には、処理法第 5 条の規定に基づ</p>

## 新旧対照表

## 【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>なお、通関業者が輸出申告を行う場合には、処理法第 5 条の規定に基づき、あらかじめ通関士による申告内容の審査を要するので留意する。</p> <p>また、輸出申告については、通関予定蔵置場として輸出の許可を受けるために貨物を入れる保税地域等を選択するものとする。なお、税関官署の開庁時間外に輸出申告の入力をしておくことにより、翌日（行政機関の休日を除く。）の官庁の執務時間の開始時刻に自動的に輸出申告を行うことができるものとする。</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p>	<p>き、あらかじめ通関士が応答画面又は入力控等により申告内容を審査の上、輸出申告を行うこととなるので、留意する。</p> <p>また、輸出申告については、通関予定蔵置場として輸出の許可を受けるために貨物を入れる保税地域等を選択するものとする。なお、税関官署の開庁時間外に輸出申告の入力をしておくことにより、翌日（行政機関の休日を除く。）の官庁の執務時間の開始時刻に自動的に輸出申告を行うことができるものとする。</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p>
<p>(審査区分選定及び関係情報の配信)</p> <p>1-3 システムにおいては、前項の輸出申告が行われた場合において、当該輸出申告について審査区分の選定等の処理を行い、通関業者等に「輸出申告控情報」（海上貨物（この節 1-1 の規定により「<u>輸出管理番号</u>」が輸出申告事項に登録されたもの。以下この章において同じ。）に係る輸出申告にあっては別紙様式 M-400 号、別紙様式 M-402 号、別紙様式 M-534 号及び別紙様式 M-536 号、航空貨物（この節 1-1 の規定により「<u>AWB 番号</u>」が輸出申告事項に登録されたもの。以下この章において同じ。）に係る輸出申告にあっては別紙様式 M-401 号、別紙様式 M-403 号、別紙様式 M-535 号及び別紙様式 M-537 号）が配信される。</p> <p>なお、この場合、貨物の保税地域等への搬入後に行われた輸出申告については、審査区分が簡易審査扱い（区分 1）となったときは、輸出申告後</p>	<p>(審査区分選定及び関係情報の配信)</p> <p>1-3 システムにおいては、前項の輸出申告が行われた場合において、当該輸出申告について審査区分の選定等の処理を行い、通関業者等に「輸出申告控情報」（海上貨物（この節 1-1 の規定により「<u>B/L 番号</u>」が輸出申告事項に登録されたもの。以下この章において同じ。）に係る輸出申告にあっては別紙様式 M-400 号、別紙様式 M-402 号、別紙様式 M-534 号及び別紙様式 M-536 号、航空貨物（この節 1-1 の規定により「<u>AWB 番号</u>」が輸出申告事項に登録されたもの。以下この章において同じ。）に係る輸出申告にあっては別紙様式 M-401 号、別紙様式 M-403 号、別紙様式 M-535 号及び別紙様式 M-537 号）が配信される。</p> <p>なお、この場合、貨物の保税地域等への搬入後に行われた輸出申告については、審査区分が簡易審査扱い（区分 1）となったときは、輸出申告後</p>

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>直ちに輸出許可となり、「輸出許可等通知情報」が配信される。</p> <p>また、貨物の保税地域等への搬入前に前項の輸出申告が行われた場合においては、当該貨物が保税地域等に搬入された時点で、再度、審査区分の選定等の処理を行い、通関業者等に「輸出搬入時状況通知」（海上貨物に係る輸出申告にあっては別紙様式M-416号、航空貨物に係る輸出申告にあっては別紙様式M-417号）が配信される。ただし、当該貨物が保税地域等に搬入後直ちに輸出許可となる場合については、通関業者等に「輸出搬入時状況通知」は配信されず、「輸出許可等通知情報」が配信される。</p>	<p>直ちに輸出許可となり、「輸出許可等通知情報」が配信される。</p> <p>また、貨物の保税地域等への搬入前に前項の輸出申告が行われた場合においては、当該貨物が保税地域等に搬入された時点で、再度、審査区分の選定等の処理を行い、通関業者等に「輸出搬入時状況通知」（海上貨物に係る輸出申告にあっては別紙様式M-416号、航空貨物に係る輸出申告にあっては別紙様式M-417号）が配信される。ただし、当該貨物が保税地域等に搬入後直ちに輸出許可となる場合については、通関業者等に「輸出搬入時状況通知」は配信されず、「輸出許可等通知情報」が配信される。</p>
<p>（輸出申告時の関係書類の提出）</p>	<p>（輸出申告時の関係書類の提出）</p>
<p>1-4 輸出申告がシステムにより受理され、通関業者等に「輸出申告等控情報」（簡易審査扱い（区分1）の場合は「輸出許可等通知情報」。以下この節において同じ。）が配信されたときの関係書類の提出の取扱いは以下のとおりとする。</p>	<p>1-4 輸出申告がシステムにより受理され、通関業者等に「輸出申告等控情報」（簡易審査扱い（区分1）の場合は「輸出許可等通知情報」。以下この節において同じ。）が配信されたときの関係書類の提出の取扱いは以下のとおりとする。</p>
<p>（1）審査区分が書類審査扱い（区分2）又は検査扱い（区分3）となった輸出申告の場合</p>	<p>（1）審査区分が書類審査扱い（区分2）又は検査扱い（区分3）となった輸出申告の場合</p>
<p>貨物の保税地域等への搬入前に行われた輸出申告については、<u>当該輸出申告の内容を確認するために必要な書類及び法第70条に規定する他法令の許可、承認、検査の完了又は条件の具備を証明する書類（以下この章において「添付書類等」という。）</u>の適宜の箇所にその旨の記号（例えば、「前」）を朱書きし（貨物の保税地域等への搬入後に行われた輸出</p>	<p><u>航空貨物については、輸出申告等控情報を「輸出申告控」として出力（以下この章において「輸出申告控」という。）し、</u>貨物の保税地域等への搬入前に行われた輸出申告については、適宜の箇所にその旨の記号（例えば、「前」）を朱書きし（貨物の保税地域等への搬入後に行われた輸出申告については朱書き不要）、<u>当該輸出申告の内容を確認するため</u></p>

## 新旧対照表

## 【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>申告については朱書き不要)、申告等番号、申告等年月日、申告先税関官署及び部門並びに通関業者等名その他必要事項(以下この章において「<u>輸出申告番号等</u>」という。)を付記して、輸出申告がシステムにより受理され、審査区分が区分2又は区分3となった日の<u>翌日</u>から3日以内(行政機関の休日の日数は算入しない。)に、輸出申告を行った税関官署の通関担当部門(以下この章において「<u>通関担当部門</u>」という。)に提出することを求めるものとする。</p>	<p>に必要な書類及び法70条に規定する他法令の許可、承認、検査の完了又は条件の具備を証明する書類(以下この章において「<u>添付書類等</u>」という。)を添付して、海上貨物については、添付書類等に申告等番号、申告等年月日、申告先税関官署及び部門並びに通関業者等名その他必要事項(以下この章において「<u>輸出申告番号等</u>」という。)を付記して、輸出申告がシステムにより受理され、審査区分が区分2又は区分3となった日から3日以内(期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、その日の翌日をもって当該期間の末日とする。)に、輸出申告を行った税関官署の通関担当部門(以下この章において「<u>通関担当部門</u>」という。)に提出することを求めるものとする。</p>
<p>(2) 簡易審査扱い(区分1)となった輸出申告の場合</p> <p>原則として添付書類等の提出を省略するものとする。ただし、次に掲げる輸出申告については、添付書類等に輸出申告番号等を付記して提出することを求めるものとする。この場合、次のイからハまでに掲げる輸出申告に係る添付書類等の提出期限は、輸出の許可の日の<u>翌日</u>から3日以内(行政機関の休日の日数は算入しない。)とし、ニに掲げる輸出申告に係る添付書類等の提出期限については、税関が指定するものとする。</p> <p>イ～ニ (省略)</p>	<p>(2) 簡易審査扱い(区分1)となった輸出申告の場合</p> <p>原則として<u>輸出申告控</u>及び添付書類等の提出を省略するものとする。ただし、次に掲げる輸出申告については、添付書類等に輸出申告番号等を付記して提出することを求めるものとする。この場合、次のイからハまでに掲げる輸出申告に係る添付書類等の提出期限は、輸出の許可の日から3日以内(期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、その日の翌日をもって当該期間の末日とする。)とし、ニに掲げる輸出申告に係る添付書類等の提出期限については、税関が指定するものとする。</p> <p>イ～ニ (同左)</p>
<p>(3) 添付書類等の提出が省略される輸出申告について、輸出者等から添付書類等の提出があった場合は、当該書類等を返却することとなるので留</p>	<p>(3) <u>輸出申告控</u>及び添付書類等の提出が省略される輸出申告について、輸出者等から添付書類等の提出があった場合は、当該書類等を返却するこ</p>

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>意する。</p> <p>(検査等の指定)</p> <p>1-5 通関担当部門又はこの節 1-2 の規定により行われた輸出申告に係る貨物の検査を行う検査担当部門(以下この節において「検査担当部門」という。)は、審査区分が検査扱い(区分3)となった輸出申告については、現場検査(関税法基本通達 67-1-7(4)に規定する搬入前検査を含む。)、本船検査、ふ中検査、検査場検査(大型X線検査装置による検査を含む。)又は見本検査(他法令の該非の確認、統計品目分類、知的財産侵害物品の認定等輸出貨物についての適正な審査を行うための見本確認をいい、貨物確認(他法令の該非の確認、統計品目分類、知的財産侵害物品の認定等輸出貨物についての適正な審査を行うための検査をいう。)を含む。以下この項において同じ。)のいずれかに指定するものとする。</p> <p>検査に指定したことについては、システムを通じて「検査指定情報」が通関業者等に配信される。それらのうち、検査場検査又は見本検査に指定した貨物について、通関業者等は当該指定情報を「検査指定票(運搬・倉主等用)」(海上貨物に係る検査にあっては別紙様式M-406号、航空貨物に係る検査にあっては別紙様式M-407号)として出力し、当該指定貨物に係る蔵置場所と税関検査場間の運搬等を行うものとする。</p> <p>なお、倉主等にも「検査指定情報」が配信されるので、必要に応じ当該情報を「検査指定票(倉主等用)」(海上貨物に係る検査にあっては別紙様</p>	<p>ととなるので留意する。</p> <p>(検査等の指定)</p> <p>1-5 通関担当部門又はこの節 1-2 の規定により行われた輸出申告に係る貨物の検査を行う検査担当部門(以下この節において「検査担当部門」という。)は、審査区分が検査扱い(区分3)となった輸出申告については、現場検査(関税法基本通達 67-1-7(4)に規定する搬入前検査を含む。)、本船検査、ふ中検査、検査場検査(大型X線検査装置による検査を含む。)又は見本検査(他法令の該非の確認、統計品目分類、知的財産侵害物品の認定等輸出貨物についての適正な審査を行うための見本確認をいい、貨物確認(他法令の該非の確認、統計品目分類、知的財産侵害物品の認定等輸出貨物についての適正な審査を行うための検査をいう。)を含む。以下この項において同じ。)のいずれかに指定するものとする。</p> <p>検査に指定したことについては、システムを通じて「検査指定情報」が通関業者等に配信される。それらのうち、検査場検査又は見本検査に指定した貨物について、通関業者等は当該指定情報を「<u>検査指定票(申告書用)</u>」(海上貨物に係る検査にあっては別紙様式M-404号、航空貨物に係る検査にあっては別紙様式M-405号)及び「<u>検査指定票(運搬・倉主等用)</u>」(海上貨物に係る検査にあっては別紙様式M-406号、航空貨物に係る検査にあっては別紙様式M-407号)として出力し、当該指定貨物に係る蔵置場所と税関検査場間の運搬等を行うものとする。</p>

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>式M-408号、航空貨物に係る検査にあっては別紙様式M-409号）として出力し、利用することができる。</p>	<p>なお、倉主等にも「検査指定情報」が配信されるので、必要に応じ当該情報を「検査指定票（倉主等用）」（海上貨物に係る検査にあっては別紙様式M-408号、航空貨物に係る検査にあっては別紙様式M-409号）として出力し、利用することができる。</p>
<p>(輸出申告の訂正)</p> <p>1-6 通関業者等が、輸出申告の後、当該申告に係る輸出の許可までの間に申告内容を訂正する場合は、あらかじめ当該通関業者等から通関担当部門に対し訂正についての申出を行った後、次により取り扱うものとする。ただし、輸出者コード、輸出者名、申告種別コード及び通関予定蔵置場（当初申告官署の変更を伴う保税地域等に通関予定蔵置場（搬入先）を変更する場合に限る）等は訂正できないので、これらの事項を訂正する場合は、輸出申告を撤回の上、再度、輸出申告を行うことを求めるものとする。</p> <p>なお、輸出申告の撤回に当たっては、関税法基本通達67-1-10の規定に基づき、あらかじめ当該通関業者等から通関担当部門に対し、申告撤回理由等を記載した「輸出申告撤回申出書」（税関様式C-5240号）1通を提出して行わせるものとする。</p> <p>(1) 通関業者等は、システムを使用して輸出申告において申告した事項及び訂正を必要とする事項を入力して送信することにより変更事項登録を行い、応答画面の内容を確認して送信又は事前に輸出申告の変更事項登録をした情報をを利用して必要事項を入力し、これを送信することによ</p>	<p>(輸出申告の訂正)</p> <p>1-6 通関業者等が、輸出申告の後、当該申告に係る輸出の許可までの間に申告内容を訂正する場合は、あらかじめ当該通関業者等から通関担当部門に対し訂正についての申出を行った後、次により取り扱うものとする。ただし、輸出者コード、輸出者名、申告種別コード及び通関予定蔵置場（当初申告官署の変更を伴う保税地域等に通関予定蔵置場（搬入先）を変更する場合に限る）等は訂正できないので、これらの事項を訂正する場合は、輸出申告を撤回の上、再度、輸出申告を行うことを求めるものとする。</p> <p>なお、輸出申告の撤回に当たっては、関税法基本通達67-1-10の規定に基づき、あらかじめ当該通関業者等から通関担当部門に対し、申告撤回理由等を記載した「輸出申告撤回申出書」（税関様式C-5240号）1通を提出して行わせるものとする。</p> <p>(1) 通関業者等は、システムを使用して輸出申告において申告した事項及び訂正を必要とする事項を入力して送信することにより変更事項登録を行い、応答画面の内容を確認して送信又は事前に輸出申告の変更事項登録をした情報をを利用して必要事項を入力し、これを送信することによ</p>

## 新旧対照表

## 【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>り輸出申告の訂正登録を行うものとする。</p> <p>なお、通関業者が訂正登録を行う場合には、処理法第 5 条の規定に基づき、あらかじめ通関士による訂正内容の審査を要するので留意する。</p>	<p>り輸出申告の訂正登録を行うものとする。</p> <p>なお、通関業者が訂正登録を行う場合には、処理法第 5 条の規定に基づき、あらかじめ通関士が訂正内容を審査した上で訂正登録を行うこととなるので留意する。</p>
(2) (省略)	(2) (同左)
<p>(3) 上記(2)により通関業者等に「輸出申告等変更控情報」が配信された場合は、簡易審査扱い（区分 1）であって添付書類等の提出が省略されるときを除き、訂正登録後の輸出申告番号等を付記した添付書類等を直ちに通関担当部門に提出することを求めるものとする。</p>	<p>(3) 上記(2)により通関業者等に「輸出申告等変更控情報」が配信された場合は、簡易審査扱い（区分 1）であって添付書類等の提出が省略されるときを除き、海上貨物については、訂正登録後の輸出申告番号等を付記した添付書類等を、航空貨物については、訂正後の輸出申告控及び添付書類等を、直ちに通関担当部門に提出することを求めるものとする。</p>
<p>第 2 節 輸出許可後の訂正</p> <p>(船積情報登録等までの輸出許可内容変更の申請)</p>	<p>第 2 節 輸出許可後の訂正</p> <p>(船積情報登録等までの輸出許可内容変更の申請)</p>
<p>2-1 通関業者等が、システムを使用して輸出許可後の貨物に係る船名、数量等の許可内容を船積情報登録（本船扱い貨物の場合には船積確認登録）若しくは搭載完了登録が行われるまで、又は出港予定年月日（システム参加保税地域以外の場所で輸出の許可を受けた貨物である場合に限る。）までの間に訂正する場合には、あらかじめ当該通関業者等から通関担当部門に対し訂正についての申出を行った後、次により取り扱うものとする。ただし、輸出者コード、輸出者名及び申告等種別コード等の変更は</p>	<p>2-1 通関業者等が、システムを使用して輸出許可後の貨物に係る船名、数量等の許可内容を船積情報登録（本船扱い貨物の場合には船積確認登録）若しくは搭載完了登録が行われるまで、又は出港予定年月日（システム参加保税地域以外の場所で輸出の許可を受けた貨物である場合に限る。）までの間に訂正する場合には、あらかじめ当該通関業者等から通関担当部門に対し訂正についての申出を行った後、次により取り扱うものとする。ただし、輸出者コード、輸出者名及び申告等種別コード等の変更は</p>

## 新旧対照表

## 【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>できないので、輸出取止め再輸入で処理し、再度輸出申告を行うことを求めるものとする。</p> <p>(1) 通関業者等は、システムに輸出申告により許可となった事項及び訂正を必要とする事項を入力し、訂正事項の登録を行い、応答画面の出力内容又は出力情報の内容を確認の上、輸出等許可内容変更申請の登録を行うものとする。ただし、通関業者が当該申請の登録を行う場合には、処理法第 5 条の規定に基づき、あらかじめ通関士による申請内容の審査を要するので留意する。また、当該申請を税関官署の開庁時間外に行う場合には、開庁時間外の事務の執行を求める届出が行われている必要があることにも留意する。</p> <p>(2) (省略)</p>	<p>できないので、輸出取止め再輸入で処理し、再度輸出申告を行うことを求めるものとする。</p> <p>(1) 通関業者等は、システムに輸出申告により許可となった事項及び訂正を必要とする事項を入力し、訂正事項の登録を行い、応答画面の出力内容又は出力情報の内容を確認の上、輸出等許可内容変更申請の登録を行うものとする。ただし、通関業者が当該申請の登録を行う場合には、処理法第 5 条の規定に基づき、あらかじめ通関士が当該申請の内容を審査した上で行うこととなるので留意する。また、当該申請を税関官署の開庁時間外に行う場合には、開庁時間外の事務の執行を求める届出が行われている必要があることにも留意する。</p> <p>(2) (同左)</p>
<p>(輸出許可等内容変更申請控情報等の提出)</p> <p>2-2 前項(2)の規定により通関業者等に「輸出許可内容変更申請控情報」が配信された場合は、当該申請控情報を「輸出許可内容変更申請控」として出力し、添付書類等を添付して、輸出等許可内容変更申請の日<u>の翌日</u>から 3 日以内（<u>行政機関の休日の日数は算入しない。</u>）に、当該申請控情報に表示されている通関担当部門に提出するよう求めるものとする。</p> <p>なお、審査区分が簡易審査扱い（区分 1）となった場合に限り、「輸出許可内容変更通知書」及び添付書類等の提出を省略できるものとする。</p>	<p>(輸出許可等内容変更申請控情報等の提出)</p> <p>2-2 前項(2)の規定により通関業者等に「輸出許可内容変更申請控情報」が配信された場合は、当該申請控情報を「輸出許可内容変更申請控」として出力し、添付書類等を添付して、輸出等許可内容変更申請の日から 3 日以内（<u>期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、その日の翌日をもって当該期間の末日とする。</u>）に、当該申請控情報に表示されている通関担当部門に提出するよう求めるものとする。</p> <p>なお、審査区分が簡易審査扱い（区分 1）となった場合に限り、「輸出許可内容変更通知書」及び添付書類等の提出を省略できるものとする。</p>

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>(船積情報登録等以降の輸出許可内容変更の申請)</p> <p>2-4 通関業者等が、船積情報登録（本船扱い貨物の場合には船積確認登録）若しくは搭載完了登録、又は出港予定年月日（システム参加保税地域以外の場所で輸出の許可を受けた貨物である場合に限る。）以降に、システムを使用して輸出許可後の貨物に係る船名、数量等の許可内容を訂正（<u>関税法基本通達 67-1-11 から 67-1-14 まで及び 67 の 3-1-11(1)、67 の 3-1-12(1)、67 の 3-1-13(1)、67 の 3-1-14(1)</u>の場合に限る。）する場合には、あらかじめ当該通関業者等から通関担当部門に対し訂正についての申出を行った後、「汎用申請」業務を利用して「船名、数量等変更申請書」（税関様式 C-5200 号）に必要事項を入力し、その申請に係る輸出許可書もあわせて添付したうえで送信することを求めるものとする。</p> <p>通関担当部門において、この申請に係る変更を認める場合は、受理に係る登録を行うことにより、システムを通じてその旨を通関業者等に通知するものとし、記載内容を訂正した輸出許可書の交付は要しないものとする。</p> <p><u>第 2 節の 2 輸出取止め再輸入申告</u></p> <p><u>（輸出取止め再輸入申告事項の登録）</u></p>	<p>(船積情報登録等以降の輸出許可内容変更の申請)</p> <p>2-4 通関業者等が、船積情報登録（本船扱い貨物の場合には船積確認登録）若しくは搭載完了登録、又は出港予定年月日（システム参加保税地域以外の場所で輸出の許可を受けた貨物である場合に限る。）以降に、システムを使用して輸出許可後の貨物に係る船名、数量等の許可内容を訂正（<u>関税法基本通達 67-1-11 から 67-1-14 まで及び 67 の 3-1-9(1)、67 の 3-1-10(1)、67 の 3-1-11(1)、67 の 3-1-12(1)</u>の場合に限る。）する場合には、あらかじめ当該通関業者等から通関担当部門に対し訂正についての申出を行った後、「汎用申請」業務を利用して「船名、数量等変更申請書」（税関様式 C-5200 号）に必要事項を入力し、その申請に係る輸出許可書もあわせて添付したうえで送信することを求めるものとする。</p> <p>通関担当部門において、この申請に係る変更を認める場合は、受理に係る登録を行うことにより、システムを通じてその旨を通関業者等に通知するものとし、記載内容を訂正した輸出許可書の交付は要しないものとする。</p>

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p><u>2の2-1 輸出申告（法第67条の3第1項に規定する特定委託輸出申告、同条第2項に規定する特定製造貨物輸出申告、同条第3項に規定する特定輸出申告及び別送品輸出申告を除く。以下この節において同じ。）及び関税法基本通達67-2-5に規定するマニフェスト等による輸出申告を行う者及びその代理人である通関業者（以下この節において「通関業者等」という。）が、システムを使用して関税法基本通達67-1-15(2)に規定する輸出取止めになった貨物を船舶又は航空機に積み込まれる前に国内に引き取る場合の取扱い（以下この節において「輸出取止め再輸入申告」という。）を行う場合は、輸出取止め再輸入申告に先立ち、「輸出取止め再輸入申告事項呼出し」業務を利用して輸出取止め再輸入申告事項（以下この節において「申告事項」という。）の登録に必要な事項を呼び出した上で、申告事項の登録を行うことを求めるものとする。</u></p> <p><u>（輸出取止め再輸入申告）</u></p> <p><u>2の2-2 通関業者等が輸出取止め再輸入申告を行う場合は、あらかじめ当該通関業者等から通関担当部門に対し輸出取止め再輸入についての申出を行った後、前項の規定により登録された申告事項について通関業者等に出力される応答画面又は入力控情報として出力される内容を確認の上、次のいずれかの方法により輸出取止め再輸入申告の登録を行うことを求めるものとする。</u></p> <p><u>（1）「輸出取止め再輸入申告」業務を利用して、必要事項を入力して送信</u></p>	

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p><u>する方法</u></p> <p><u>(2) 「輸出取止め再輸入申告事項登録」業務の応答画面に出力される情報</u>  <u>を確認の上、必要事項を入力して送信する方法</u></p> <p><u>(輸出取止め再輸入申告の関係書類の提出)</u></p> <p><u>2の2-3 輸出取止め再輸入申告がシステムで受理されたときは、通関業者等に配信される「輸出取止め再輸入申告控情報」（海上貨物にあっては別紙様式M-457号及び別紙様式M-458号、航空貨物にあっては別紙様式M-459号、別紙様式M-460号及び別紙様式M-461号。）を出力し、輸出取止めの理由を記載した書面を別途添付する場合は当該書面を添付し、輸出取止め再輸入申告の日の翌日から3日以内（行政機関の休日の日数は算入しない。）に、当該輸出取止め再輸入申告を行った税関官署の通関担当部門へ提出することを求めるものとする。</u></p> <p><u>なお、この場合において輸出取止め再輸入に係る輸出許可書を提出することを求めないものとする。</u></p> <p><u>(輸出取止め再輸入申告の変更)</u></p> <p><u>2の2-4 この節2の2-2による輸出取止め再輸入申告の後、通関業者等が輸出取止め再輸入申告の許可までの間に申告内容を訂正する場合には、あらかじめ当該通関業者等から通関担当部門に対し訂正についての申出を行った後、次のいずれかの方法により取り扱う。この場合において、</u></p>	

新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>輸出取止め再輸入申告変更がシステムで受理されたときは、通関業者等に配信される「輸出取止め再輸入変更控情報」（海上貨物にあっては別紙様式M-462号及び別紙様式M-463号、航空貨物にあっては別紙様式M-464号、別紙様式M-465号及び別紙様式M-466号。）を出力し、当該輸出取止め再輸入申告変更に係る関係書類を添付して、当該輸出取止め再輸入申告変更を行った税関官署の通関担当部門に提出することを求めるものとする。</p> <p>(1) 「<u>輸出取止め再輸入申告変更</u>」を利用して、変更事項を入力して<u>送信する方法</u></p> <p>(2) 「<u>輸出取止め再輸入申告変更事項登録</u>」業務の応答画面に出力される情報を確認の上、<u>送信する方法</u></p> <p><u>(輸出取止め再輸入申告の許可)</u></p> <p><u>2の2-5 通関担当部門は、システムを使用して行われた輸出取止め再輸入申告（輸出取止め再輸入申告変更を含む。）について、審査を行った上で、輸出取止め再輸入申告の許可をしようとするときは、システムに輸出取止め再輸入申告審査終了の登録を行うことにより輸出取止め再輸入申告を許可し、システムを通じてその旨を通関業者等に通知する。</u></p> <p>第3節 特定輸出申告</p>	<p>改 正 前</p>

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>(輸出申告についての規定の準用)</p> <p>3-1 特定輸出申告（法第 67 条の 3 第 3 項に規定する特定輸出申告をいう。以下同じ。）を行う者及びその代理人である通関業者（以下この節において「通関業者等」という。）がシステムを使用して特定輸出申告を行う場合は、第 1 節及び前節に準じて行うものとする。この場合、第 1 節及び前節の規定に関わらず、簡易審査扱い（区分 1）となった場合に限り、仕入書その他の申告の内容を確認するために必要な書類（以下「仕入書等」という。）の提出を省略できるものとする。</p> <p>なお、特定輸出申告においては次のことについて留意する。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p>	<p>(輸出申告についての規定の準用)</p> <p>3-1 特定輸出申告（法第 67 条の 3 第 6 項に規定する特定輸出申告をいう。以下同じ。）を行う者及びその代理人である通関業者がシステムを使用して特定輸出申告を行う場合は、第 1 節及び前節に準じて行うものとする。この場合、第 1 節及び前節の規定に関わらず、簡易審査扱い（区分 1）となった場合に限り、仕入書その他の申告の内容を確認するために必要な書類（以下「仕入書等」という。）の提出を省略できるものとする。</p> <p>なお、特定輸出申告においては次のことについて留意する。</p>
<p>第 4 節 特定委託輸出申告</p> <p>(輸出申告についての規定の準用)</p> <p>4-1 特定委託輸出申告（法第 67 条の 3 第 1 項に規定する特定委託輸出申告をいう。以下同じ。）を行う者の代理人である認定通関業者（法第 79 条の 2 に規定する認定通関業者をいう。以下同じ。）がシステムを使用して特定委託輸出申告を行う場合は、第 1 節及び第 2 節に準じて行うものとする。この場合、第 1 節及び第 2 節の規定に関わらず、簡易審査扱い（区分 1）となった場合に限り、仕入書等の提出を省略できるものとする。</p> <p>なお、特定委託輸出申告においては次のことに留意する。</p>	<p>第 4 節 特定委託輸出申告</p> <p>(輸出申告についての規定の準用)</p> <p>4-1 特定委託輸出申告（法第 67 条の 3 第 6 項に規定する特定委託輸出申告をいう。以下同じ。）を行う者の代理人である認定通関業者（法第 79 条の 2 に規定する認定通関業者をいう。）がシステムを使用して特定委託輸出申告を行う場合は、第 1 節及び第 2 節に準じて行うものとする。この場合、第 1 節及び第 2 節の規定に関わらず、簡易審査扱い（区分 1）となった場合に限り、仕入書等の提出を省略できるものとする。</p> <p>なお、特定委託輸出申告においては次のことに留意する。</p>

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>(1) 特定委託輸出申告(その申告を行おうとする税関官署にあらかじめ関税法基本通達 67 の 3-2-1 に規定する「特定委託輸出申告包括申出書」(C-9160 号。以下この項において「申出書」という。) を提出し、当該申告の際に輸出承認証番号等欄に当該申出書の受理番号を、輸出承認証等識別欄に「A E O H」を入力する場合を除く。)を行う場合には、輸出承認証番号等欄に特定保税運送者の利用者コードを、輸出承認証等識別欄に「A E O U」を、記事欄に貨物の蔵置場所の所在地及び名称を入力することとなる。なお、運送中の貨物について、当該貨物を外国貿易船又は外国貿易機に積み込もうとする開港、税関空港又は不開港の所在地を所轄する税関官署に対して当該申告を行う場合には、これらの入力項目のうち貨物の蔵置場所の所在地及び名称の入力を省略して差し支えないものとする。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) <u>認定通関業者</u>が、システムを使用して輸出許可後の貨物に係る船名、数量等の許可内容を訂正する場合に、あらかじめ当該<u>認定通関業者</u>から通関担当部門に対し訂正についての申出を行うことを要しない。</p>	<p>(1) 特定委託輸出申告(その申告を行おうとする税関官署にあらかじめ関税法基本通達 67 の 3-2-1 に規定する「特定委託輸出申告包括申出書」(C-9160。以下この項において「申出書」という。) を提出し、当該申告の際に輸出承認証番号等欄に当該申出書の受理番号を、輸出承認証等識別欄に「A E O H」を入力する場合を除く。)を行う場合には、輸出承認証番号等欄に特定保税運送者の利用者コードを、輸出承認証等識別欄に「A E O U」を、記事欄に貨物の蔵置場所の所在地及び名称を入力することとなる。なお、運送中の貨物について、当該貨物を外国貿易船又は外国貿易機に積み込もうとする開港、税関空港又は不開港の所在地を所轄する税関官署に対して当該申告を行う場合には、これらの入力項目のうち貨物の蔵置場所の所在地及び名称の入力を省略して差し支えないものとする。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) <u>通関業者</u>等が、システムを使用して輸出許可後の貨物に係る船名、数量等の許可内容を訂正する場合に、あらかじめ当該<u>通関業者</u>等から通関担当部門に対し訂正についての申出を行うことを要しない。</p>
<p>第 5 節 特定製造貨物輸出申告</p>	<p>第 5 節 特定製造貨物輸出申告</p>
<p>(輸出申告についての規定の準用)</p>	<p>(輸出申告についての規定の準用)</p>
<p>5-1 特定製造貨物輸出者(法第 67 条の 13 第 2 項に規定する特定製造貨</p>	<p>5-1 特定製造貨物輸出者(法第 67 条の 13 第 2 項に規定する特定製造貨</p>

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>物輸出者をいう。) 及びその代理人である通関業者（以下この節において「通関業者等」という。）がシステムを使用して特定製造貨物輸出申告（法第 67 条の 3 第 2 項に規定する特定製造貨物輸出申告をいう。以下同じ。）を行う場合は、第 1 節及び第 2 節に準じて行うものとする。この場合、第 1 節及び第 2 節の規定に関わらず、簡易審査扱い（区分 1）となった場合に限り、仕入書等の提出を省略できるものとする。</p> <p>なお、特定製造貨物輸出申告においては次のことに留意する。</p> <p>(1)～(4) (省略)</p>	<p>物輸出者をいう。) がシステムを利用して特定製造貨物輸出申告（法第 67 条の 3 第 4 項に規定する特定製造貨物輸出申告をいう。以下同じ。）を行う場合は、第 1 節及び第 2 節に準じて行うものとする。この場合、第 1 節及び第 2 節の規定に関わらず、簡易審査扱い（区分 1）となった場合に限り、仕入書等の提出を省略できるものとする。</p> <p>なお、特定製造貨物輸出申告においては次のことに留意する。</p> <p>(1)～(4) (同左)</p>
<p>第 7 節 本船・ふ中扱い承認申請</p> <p><u>(本船・ふ中扱い承認申請事項の登録)</u></p> <p>7-1 本船・ふ中扱い承認申請を行う者（以下この節において「申請者」という。）がシステムを使用して本船・ふ中扱い承認申請を行う場合に、事項登録業務を利用するときは、本船・ふ中扱い承認申請に先立ち、次のいずれかの方法により本船・ふ中扱い承認申請事項の登録を行うことを求めるものとする。</p> <p>(1) 「本船・ふ中扱い承認申請事項登録」業務を利用して、必要事項を登録する方法</p> <p>(2) 「本船・ふ中扱い承認申請事項呼出し」業務を利用して本船・ふ中扱い承認申請事項の登録に必要な情報を呼び出した上で、必要事項を登録</p>	<p>第 7 節 本船・ふ中扱い承認申請</p>

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p><u>する方法</u></p> <p>(本船・ふ中扱い承認申請)</p>	
<p><u>7-2 申請者がシステムを使用して本船・ふ中扱い承認申請を行う場合は、次のいずれかの方法により申請を行うことを求めるものとする。</u></p> <p>(1) <u>事項登録業務を利用する場合</u></p> <p>① <u>「本船・ふ中扱い承認申請（事項登録あり）」業務を利用して、必要事項を入力して送信する方法</u></p> <p>② <u>「本船・ふ中扱い承認申請事項登録」業務の応答画面に出力される情報を確認の上、送信する方法</u></p> <p>(2) <u>事項登録業務を利用しない場合</u></p> <p>① <u>「本船・ふ中扱い承認申請」業務を利用して、必要事項を入力して送信する方法</u></p> <p>② <u>「本船・ふ中扱い承認申請呼出し」業務を利用して、本船・ふ中扱い承認申請に必要な事項を呼び出した上で、必要事項を入力して送信する方法</u></p>	<p>(本船・ふ中扱い承認申請)</p> <p><u>7-1 本船・ふ中扱い承認申請を行う者（以下この節において「申請者」という。）がシステムを使用して本船・ふ中扱い承認申請を行う場合は、「本船・ふ中扱い承認申請」業務を利用して必要事項を入力し又は「本船・ふ中扱い承認申請呼出し」業務を利用して貨物情報若しくは輸出申告事項登録情報を呼び出し、必要な事項を入力し、送信することにより申請を行うことを求めるものとする。</u></p>
<p>(本船・ふ中扱い承認申請の受理及び関係情報の配信)</p> <p><u>7-3 (省略)</u></p>	<p>(本船・ふ中扱い承認申請の受理及び関係情報の配信)</p> <p><u>7-2 (同左)</u></p>
<p>(本船・ふ中扱い承認申請書類の提出)</p>	<p>(本船・ふ中扱い承認申請書類の提出)</p>

## 新旧対照表

## 【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p><u>7-4</u> 前項の規定により書類審査扱い（区分 2）となった際に、申請者に「本船・ふ中扱い承認申請控情報」が配信されたときは、これを出力し、必要に応じて積付け図等の資料等を添付し、本船・ふ中扱い承認申請の日の翌日から 3 日以内（行政機関の休日の日数は算入しない。）に、申請を行った通関担当部門へ提出することを求めるものとする。</p> <p>なお、システムを使用して本船・ふ中扱いの承認を受けた貨物に係る輸出申告に際しては、「本船・ふ中扱い承認通知書」の添付は要しないものとする。</p> <p>また、システムを使用しないで本船・ふ中扱い承認を受けた貨物のシステムによる輸出申告に際しては、「輸出承認証番号等」欄に、コード「H F N O」及び当該本船・ふ中扱いの承認申請に係る承認番号を入力した場合に限り、税関から交付された当該承認書の税関への提出は要しないものとする。</p>	<p><u>7-3</u> 前項の規定により書類審査扱い（区分 2）となった際に、申請者に「本船・ふ中扱い承認申請控情報」が配信されたときは、これを出力し、必要に応じて積付け図等の資料等を添付し、本船・ふ中扱い承認申請の日から 3 日以内（期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、その日の翌日をもって当該期間の末日とする。）に、申請を行った通関担当部門へ提出することを求めるものとする。</p> <p>なお、システムを使用して本船・ふ中扱いの承認を受けた貨物に係る輸出申告に際しては、「本船・ふ中扱い承認通知書」の添付は要しないものとする。</p> <p>また、システムを使用しないで本船・ふ中扱い承認を受けた貨物のシステムによる輸出申告に際しては、「輸出承認証番号等」欄に、コード「H F N O」及び当該本船・ふ中扱いの承認申請に係る承認番号を入力した場合に限り、税関から交付された当該承認書の税関への提出は要しないものとする。</p>
<p>(本船・ふ中扱い承認申請の変更)</p> <p><u>7-5</u> この節<u>7-2</u>の規定により本船・ふ中扱い承認申請の後、申請者が承認までの間に申請内容を変更する場合又は承認後において承認内容の変更を行う場合には、あらかじめ申請者から通関担当部門に対し変更についての申出を行った上で、次により取り扱うものとする。ただし、申請先官署コード、貨物管理番号等は訂正できないので、これらの事項を訂正す</p>	<p>(本船・ふ中扱い承認申請の変更)</p> <p><u>7-4</u> この節<u>7-1</u>の規定により本船・ふ中扱い承認申請の後、申請者が承認までの間に申請内容を変更する場合又は承認後において承認内容の変更を行う場合には、あらかじめ申請者から通関担当部門に対し変更についての申出を行った上で、次により取り扱うものとする。ただし、申請先官署コード、貨物管理番号等は訂正できないので、これらの事項を訂正す</p>

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>る場合には、本船・ふ中扱い承認申請を撤回の上、又は承認後である場合には承認の取消し後に再度申請を行うことを求めるものとする。</p> <p>(1) 本船・ふ中扱い承認申請変更等</p> <p><u>次のいずれかの方法により変更を行う。</u></p> <p>① <u>事項登録業務を利用する場合</u></p> <p>イ <u>「本船・ふ中扱い承認申請変更（事項登録あり）」業務を利用して、必要事項を入力して送信する方法</u></p> <p>ロ <u>「本船・ふ中扱い承認申請変更事項登録」業務の応答画面に出力される情報を確認の上、送信する方法</u></p> <p>② <u>事項登録業務を利用しない場合</u></p> <p>イ <u>「本船・ふ中扱い承認申請変更」業務を利用して、必要事項を入力して送信する方法</u></p> <p>ロ <u>「本船・ふ中扱い承認申請呼出し」業務を利用して、本船・ふ中扱い承認変更申請に必要な事項を呼び出した上で、必要事項を入力して送信する方法</u></p> <p>(2)及び(3) (省略)</p> <p>(本船・ふ中扱いの承認等)</p> <p><u>7-6 (省略)</u></p> <p>第 8 節 マニフェスト等による輸出申告</p>	<p>る場合には、本船・ふ中扱い承認申請を撤回の上、又は承認後である場合には承認の取消し後に再度申請を行うことを求めるものとする。</p> <p>(1) 本船・ふ中扱い承認申請変更等</p> <p><u>「本船・ふ中扱い承認申請変更」業務に必要事項を入力して送信、又は「本船・ふ中扱い承認申請呼出し」業務により呼出し番号等を入力し、送信することにより自動的に応答画面に出力される内容を変更の上、送信するものとする。</u></p> <p>(2)及び(3) (同左)</p> <p>(本船・ふ中扱いの承認等)</p> <p><u>7-5 (同左)</u></p> <p>第 8 節 マニフェスト等による輸出申告</p>

## 新旧対照表

## 【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>(マニフェスト等による輸出申告の登録)</p> <p>8-1 関税法基本通達 67-2-5 及び 67-2-6 に規定するマニフェスト等による輸出申告を行う者及びその代理人である通関業者（以下この節において「通関業者等」という。）がシステムを使用してマニフェスト等による輸出申告を行う場合は、輸出者名、数量、価格、搭載予定便名、混載貨物運送状（House Air Waybill。以下「HAWB」という。）の番号等の必要事項をシステムに入力し、輸出申告を行うことを求めるものとする。ただし、通関業者がマニフェスト等による輸出申告を行う場合には、処理法第 5 条の規定に基づき、あらかじめ通関士による申告内容の審査を要するので留意する。</p> <p>また、マニフェスト等による輸出申告については、通関予定蔵置場として輸出の許可を受けるために貨物を入れる保税地域等を選択するものとする。</p>	<p>(マニフェスト等による輸出申告の登録)</p> <p>8-1 関税法基本通達 67-2-5 及び 67-2-6 に規定するマニフェスト等による輸出申告を行う者及びその代理人である通関業者（以下この節において「通関業者等」という。）がシステムを使用してマニフェスト等による輸出申告を行う場合は、輸出者名、数量、価格、搭載予定便名、混載貨物運送状（House Air Waybill。以下「HAWB」という。）の番号等の必要事項をシステムに入力し、輸出申告を行うことを求めるものとする。ただし、通関業者がマニフェスト等による輸出申告を行う場合には、処理法第 5 条の規定に基づき、あらかじめ通關士が申告内容を審査した上で、マニフェスト等による輸出申告を行うこととなるので、留意する。</p> <p>また、マニフェスト等による輸出申告については、通關予定蔵置場として輸出の許可を受けるために貨物を入れる保税地域等を選択するものとする。</p>
<p>(輸出申告時の添付書類等の提出)</p> <p>8-3 前項の規定により、通関業者等に「輸出マニフェスト通關申告控情報」が配信されたときは、通關担当部門は、必要に応じて、添付書類等の提出を求めるものとする。</p>	<p>(輸出申告時の添付書類等の提出)</p> <p>8-3 前項の規定により、通關業者等に「輸出マニフェスト通關申告控情報」が配信されたときは、通關担当部門は、必要に応じて、添付書類等の提出を求めるものとする。なお、添付書類等の提出を求める場合は、「輸出マニフェスト通關申告控情報」を「輸出マニフェスト通關申告控」として出力し、当該添付書類等に併せて提出することを求めるものとする。</p>

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>第 13 節 指定地外貨物検査の許可の申請</p> <p>(指定地外貨物検査許可申請)</p> <p>13-1 輸出申告、特定輸出申告、特定委託輸出申告、特定製造貨物輸出申告及び積戻し申告（これらをシステムを使用しないで行う申告を含む。）を行った貨物についての税関検査（旅具通関に係るものを除く。）を税関長が指定した場所以外の場所で受けようとする者（以下この節において「申請者」という。）が、システムを使用して指定地外貨物検査許可申請を行う場合には、あらかじめ申請者から<u>当該申請に係る貨物が置かれている保税地域等の所在地を所轄する税関官署の通関担当部門又は検査担当部門</u>（以下この節において「受理部門」という。）に対し当該申請についての申出を行った後、「指定地外貨物検査許可申請」業務を利用して、当該許可を受けようとする貨物の品名及び数量、検査を受けようとする場所、期間及び事由等の必要事項を入力し、送信することにより申請を行うことを求めるものとする。</p>	<p>第 13 節 指定地外貨物検査の許可の申請</p> <p>(指定地外貨物検査許可申請)</p> <p>13-1 輸出申告、特定輸出申告、特定委託輸出申告、特定製造貨物輸出申告及び積戻し申告（これらをシステムを使用しないで行う申告を含む。）を行った貨物についての税関検査（旅具通関に係るものを除く。）を税関長が指定した場所以外の場所で受けようとする者（以下この節において「申請者」という。）が、システムを使用して指定地外貨物検査許可申請を行う場合には、あらかじめ申請者から<u>通関担当部門又は検査担当部門</u>（以下この節において「受理部門」という。）に対し当該申請についての申出を行った後、「指定地外貨物検査許可申請」業務を利用して、当該許可を受けようとする貨物の品名及び数量、検査を受けようとする場所、期間及び事由等の必要事項を入力し、送信することにより申請を行うことを求めるものとする。</p>
<p>第 14 節 別送品輸出申告</p> <p>(別送品輸出申告)</p> <p>14-2 通関業者等がシステムを使用して別送品輸出申告を行う場合は、前</p>	<p>第 14 節 別送品輸出申告</p> <p>(別送品輸出申告)</p> <p>14-2 通関業者等がシステムを使用して別送品輸出申告を行う場合は、前</p>

## 新旧対照表

## 【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>項の規定により登録された別送品輸出申告事項について、通関業者等に出力される応答画面の内容を確認して送信することにより、又は事前に行われた別送品輸出申告事項登録を利用して、これに別送品輸出申告番号を入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。</p>	<p>項の規定により登録された別送品輸出申告事項について、通関業者等に出力される応答画面の内容を確認して送信することにより、又は事前に行われた別送品輸出申告事項登録を利用して、これに別送品輸出申告番号を入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。</p>
<p>ただし、いずれの場合においても、通関業者が別送品輸出申告を行う場合には、処理法第 5 条の規定に基づき、あらかじめ通関士による<u>申告内容の審査を要する</u>ので留意する。</p>	<p>ただし、いずれの場合においても、通関業者が別送品輸出申告を行う場合には、処理法第 5 条の規定に基づき、あらかじめ<u>通関士が応答画面又は入力控等により申告内容を審査した上で、別送品輸出申告を行うこととなる</u>ので留意する。</p>
<p>また、別送品輸出申告については、通関予定蔵置場として輸出の許可を受けるために貨物を入れる保税地域等を選択するものとする。なお、税関官署の開庁時間外に別送品輸出申告の入力をしておくことにより、税関官署の翌開庁時に自動的に別送品輸出申告を行うことができるものとする。</p>	<p>また、別送品輸出申告については、通關予定蔵置場として輸出の許可を受けるために貨物を入れる保税地域等を選択するものとする。なお、税關官署の開庁時間外に別送品輸出申告の入力をしておくことにより、税關官署の翌開庁時に自動的に別送品輸出申告を行うことができるものとする。</p>
<p>(別送品輸出申告時の提出書類等の提出)</p> <p>14-4 別送品輸出申告がシステムにより受理され、通関業者等に「別送品輸出申告控情報」が配信されたときは、当該配信された情報の別送品輸出申告に係る添付書類等に別送品輸出申告番号等を付記して、次に定めるところにより、別送品輸出申告を行った税関官署の別送担当部門（以下この節において「別送担当部門」という。）に提出することを求めるものとする。</p> <p>(1) 提出期限</p>	<p>(別送品輸出申告時の提出書類等の提出)</p> <p>14-4 別送品輸出申告がシステムにより受理され、通關業者等に「別送品輸出申告控情報」が配信されたときは、當該配信された情報の別送品輸出申告に係る添付書類等に別送品輸出申告番号等を付記して、次に定めるところにより、別送品輸出申告を行った税關官署の別送担当部門（以下この節において「別送担当部門」という。）に提出することを求めるものとする。</p> <p>(1) 提出期限</p>

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>別送品輸出申告の日の<u>翌日</u>から 3 日以内（<u>行政機関の休日の日数は算入しない</u>。）</p> <p>(2) (省略)</p>	<p>別送品輸出申告の日から 3 日以内（<u>期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、同日の翌日までとする</u>。）</p> <p>(2) (同左)</p>
<p>(別送品輸出申告の訂正)</p> <p>14-6 別送品輸出申告を行った通関業者等が、当該申告の後、当該申告に係る輸出の許可までの間に申告内容を訂正する場合には、あらかじめ当該通関業者等から別送担当部門に対し訂正についての申し出を行った後、次により取り扱うものとする。ただし、荷送人氏名及び通関予定蔵置場（当初申告官署の管轄外の保税地域等に通関予定蔵置場（搬入先）を変更する場合に限る）等は訂正できないので、これらの事項を訂正する場合には、別送品輸出申告を撤回の上、再度、別送品輸出申告を行うことを求めるものとする。</p> <p>なお、輸出申告の撤回に当たっては、関税法基本通達 67-1-10 の規定に基づき、あらかじめ当該通関業者等から通関担当部門に対し、申告撤回理由等を記載した「輸出申告撤回申出書」（税関様式 C-5240 号）1 通を提出して行わせるものとする。</p> <p>(1) 通関業者等は、システムにより別送品輸出申告において申告した事項及び訂正を必要とする事項を入力して送信することにより訂正登録を行い、応答画面の出力内容又は出力情報の内容を確認の上、別送品輸出申告の変更の登録を行うものとする。</p>	<p>(別送品輸出申告の訂正)</p> <p>14-6 別送品輸出申告を行った通関業者等が、当該申告の後、当該申告に係る輸出の許可までの間に申告内容を訂正する場合には、あらかじめ当該通関業者等から別送担当部門に対し訂正についての申し出を行った後、次により取り扱うものとする。ただし、荷送人氏名及び通關予定蔵置場（当初申告官署の管轄外の保税地域等に通關予定蔵置場（搬入先）を変更する場合に限る）等は訂正できないので、これらの事項を訂正する場合には、別送品輸出申告を撤回の上、再度、別送品輸出申告を行うことを求めるものとする。</p> <p>なお、輸出申告の撤回に当たっては、関税法基本通達 67-1-10 の規定に基づき、あらかじめ当該通關業者等から通關担当部門に対し、申告撤回理由等を記載した「輸出申告撤回申出書」（税關様式 C-5240 号）1 通を提出して行わせるものとする。</p> <p>(1) 通關業者等は、システムにより別送品輸出申告において申告した事項及び訂正を必要とする事項を入力して送信することにより訂正登録を行い、応答画面の出力内容又は出力情報の内容を確認の上、別送品輸出申告の変更の登録を行うものとする。</p>

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>なお、通関業者が訂正登録を行う場合には、処理法第 5 条の規定に基づき、あらかじめ通関士による訂正内容の審査を要するので留意する。</p> <p>(2)及び(3) (省略)</p>	<p>なお、通関業者が訂正登録を行う場合には、処理法第 5 条の規定に基づき、あらかじめ通関士が訂正内容を審査した上で訂正登録を行うこととなるので留意する。</p> <p>(2)及び(3) (同左)</p>
<p>(別送品輸出許可内容変更の申請)</p>	<p>(別送品輸出許可内容変更の申請)</p>
<p>14-8 通関業者等が、システムを使用して行う別送品輸出申告について、輸出許可後に当該貨物に係る船名、数量等の許可内容を訂正する場合には、あらかじめ当該通関業者等から別送担当部門に対し訂正についての申し出を行った後、次により取り扱うものとする。ただし、荷送人氏名等の変更はできないので、別送品輸出取止め再輸入で処理し、再度、別送品輸出申告を行うことを求めるものとする。</p>	<p>14-8 通関業者等が、システムを使用して行う別送品輸出申告について、輸出許可後に当該貨物に係る船名、数量等の許可内容を訂正する場合には、あらかじめ当該通関業者等から別送担当部門に対し訂正についての申し出を行った後、次により取り扱うものとする。ただし、荷送人氏名等の変更はできないので、別送品輸出取止め再輸入で処理し、再度、別送品輸出申告を行うことを求めるものとする。</p>
<p>なお、許可内容の訂正は、別送品輸出申告の許可後に船積情報登録（本船扱い貨物の場合には船積確認登録）若しくは搭載完了登録が行われるまで、又は出港予定年月日まで（システム参加保税地域以外の場所で輸出の許可を受けた貨物である場合に限る。）の間に行う必要があるので留意する。</p>	<p>なお、許可内容の訂正は、別送品輸出申告の許可後に船積情報登録（本船扱い貨物の場合には船積確認登録）若しくは搭載完了登録が行われるまで、又は出港予定年月日まで（システム参加保税地域以外の場所で輸出の許可を受けた貨物である場合に限る。）の間に行う必要があるので留意する。</p>
<p>(1) 通関業者等は、システムに別送品輸出申告により許可となった事項及び訂正を必要とする事項を入力し、訂正登録を行い、応答画面の出力内容又は出力情報の内容を確認の上、別送品輸出許可内容変更申請の登録を行うものとする。ただし、通関業者が当該申請の登録を行う場合には、</p>	<p>(1) 通関業者等は、システムに別送品輸出申告により許可となった事項及び訂正を必要とする事項を入力し、訂正登録を行い、応答画面の出力内容又は出力情報の内容を確認の上、別送品輸出許可内容変更申請の登録を行うものとする。ただし、通関業者が当該申請の登録を行う場合には、</p>

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>処理法第 5 条の規定に基づき、あらかじめ通関士による申請内容の審査を要するので留意する。また、当該申請を税関官署の開庁時間外に行う場合には、開庁時間外の事務の執行を求める届出が行われている必要があることにも留意する。</p>	<p>処理法第 5 条の規定に基づき、あらかじめ通関士が当該申請の内容を審査した上で行うこととなるので留意する。また、当該申請を税関官署の開庁時間外に行う場合には、開庁時間外の事務の執行を求める届出が行われている必要があることにも留意する。</p>
<p>(2) (省略)</p>	<p>(2) (同左)</p>
<p>(別送品輸出許可内容変更申請控情報等の提出)</p>	<p>(別送品輸出許可内容変更申請控情報等の提出)</p>
<p>14-9 前項(2)の規定により通関業者等に「別送品輸出許可内容変更申請控情報」が配信された場合は、当該配信された情報の別送品輸出許可内容の訂正に係る添付書類等に、訂正登録後の別送品輸出申告番号等を付記して、別送品輸出許可内容変更申請の日の翌日から 3 日以内（行政機関の休日の日数は算入しない。）に、当該申請控情報に表示されている別送担当部門に提出するよう求めるものとする。</p> <p>なお、審査区分が簡易審査扱い（区分 1）となった場合に限り、添付書類等の提出を省略できるものとする。</p>	<p>14-9 前項(2)の規定により通関業者等に「別送品輸出許可内容変更申請控情報」が配信された場合は、当該配信された情報の別送品輸出許可内容の訂正に係る添付書類等に、訂正登録後の別送品輸出申告番号等を付記して、別送品輸出許可内容変更申請の日から 3 日以内（期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、その日の翌日をもって当該期間の末日とする。）に、当該申請控情報に表示されている別送担当部門に提出するよう求めるものとする。</p> <p>なお、審査区分が簡易審査扱い（区分 1）となった場合に限り、添付書類等の提出を省略できるものとする。</p>
<p>第 15 節 輸出申告等に係る添付書類等の電磁的記録による提出</p>	<p>第 15 節 輸出申告等に係る添付書類等の電磁的記録による提出</p>
<p>(輸出申告等時の添付書類等の提出)</p>	<p>(輸出申告等時の添付書類等の提出)</p>
<p>15-1 輸出申告（この章第 1 節 1-1 に規定する輸出申告をいう。）、特定</p>	<p>15-1 輸出申告（この章第 1 節 1-1 に規定する輸出申告をいう。）、特定</p>

## 新旧対照表

## 【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>輸出申告、特定委託輸出申告、特定製造貨物輸出申告、マニフェスト等による輸出申告、積戻し申告並びに別送品輸出申告（以下この項、次項及びこの節 15-3 において「輸出申告等」という。）を行う者及びその代理人である通関業者（以下この項、次項及びこの節 15-3 において「通関業者等」という。）がシステムを使用して添付書類等を電磁的記録により提出する場合は、次により取り扱うものとする。なお、この場合において、輸出申告等控（輸出申告等に係る申告控情報を出力したもの）を以下この項及び次項において同じ。）を提出することを求めるものとする。</p> <p>(1)～(4)（省略）</p> <p>(5) 添付書類等の訂正等により「申告添付登録」業務を行うことが可能な容量を超えた場合等で、書面により提出するときは、「申告添付訂正」業務により添付書類等の提出方法を窓口提出に切り替えた上で、全ての添付書類等を書面により通関担当部門に提出することを求めるものとする。</p> <p>(6) 次に掲げる輸出申告等であって原本を書面により提出又は提示する必要があるものについては、輸出の許可の日の翌日から 3 日以内（行政機関の休日の日数は算入しない。）に、当該原本に輸出申告番号等を付記して提出又は提示することを求めるものとする。ただし、輸出の許可の前に当該原本を書面により確認する必要があると認められる場合に</p>	<p>輸出申告、特定委託輸出申告、特定製造貨物輸出申告、マニフェスト等による輸出申告、積戻し申告並びに別送品輸出申告（以下この項、次項及びこの節 15-3 において「輸出申告等」という。）を行う者及びその代理人である通関業者（以下この項、次項及びこの節 15-3 において「通関業者等」という。）がシステムを使用して添付書類等を電磁的記録により提出する場合は、次により取り扱うものとする。なお、この場合において、輸出申告等控（輸出申告等に係る申告控情報を出力したもの）を以下この項及び次項において同じ。）を提出することを求めるものとする。</p> <p>(1)～(4)（同左）</p> <p>(5) 添付書類等の訂正等により「申告添付登録」業務を行うことが可能な容量を超えた場合等で、書面により提出するときは、「申告添付訂正」業務により添付書類等の提出方法を窓口提出に切り替えた上で、全ての添付書類等を書面により通関担当部門に提出することを求めるものとする。なお、<u>航空貨物について審査区分が書類審査扱い（区分 2）又は検査扱い（区分 3）となった輸出申告等に係る添付書類等を書面により提出する場合は、輸出申告等控を提出することを求めるものとする。</u></p> <p>(6) 次に掲げる輸出申告等であって原本を書面により提出又は提示する必要があるものについては、輸出の許可の日から 3 日以内（<u>期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、その日の翌日をもって当該期間の末日とする。</u>）に、当該原本に輸出申告番号等を付記して提出又は提示することを求めるものとする。ただし、輸出の許可の前に当該原本を書面</p>

新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>は、当該原本を書面により提出又は提示することを求め、書面により確認した上で輸出の許可を行うものとする。</p> <p>イ～ハ (省略)</p>	<p>により確認する必要があると認められる場合には、当該原本を書面により提出又は提示することを求め、書面により確認した上で輸出の許可を行うものとする。</p> <p>イ～ハ (同左)</p>
<p>(輸出等許可内容変更申請時の添付書類等の提出)</p> <p>15-3 当初の輸出申告等において申告添付登録業務を利用して許可を受けた場合であって、通関業者等が、輸出許可後の貨物に係る船名、数量等の許可内容を訂正する場合において、システムを使用して添付書類等を電磁的記録により提出するときは、この節 15-1(1)から(6)までの規定により取り扱うものとする。なお、この場合においては、輸出許可内容変更申請の日 <u>の翌日から 3 日以内</u> <u>(行政機関の休日の日数は算入しない。)</u> 又は船積情報登録若しくは搭載完了登録が行われるまでのいずれか早いときまでに、当該添付書類等に併せて「輸出許可内容変更申請控」を提出することを求めるものとする。また、「申告添付訂正」業務を行うことが可能な容量を超えることとなった場合は、「輸出許可内容申請変更控」及び添付書類等を書面により提出することを求めるものとする。</p>	<p>(輸出等許可内容変更申請時の添付書類等の提出)</p> <p>15-3 当初の輸出申告等において申告添付登録業務を利用して許可を受けた場合であって、通関業者等が、輸出許可後の貨物に係る船名、数量等の許可内容を訂正する場合において、システムを利用して添付書類等を電磁的記録により提出するときは、この節 15-1(1)から(6)までの規定により取り扱うものとする。なお、この場合においては、輸出許可内容変更申請の日から 3 日以内又は船積情報登録若しくは搭載完了登録が行われるまでのいずれか早いとき <u>(期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、その日の翌日をもって当該期間の末日とする。)</u> までに、当該添付書類等に併せて「輸出許可内容変更申請控」を提出することを求めるものとする。また、「申告添付訂正」業務を行うことが可能な容量を超えることとなった場合は、「輸出許可内容申請変更控」及び添付書類等を書面により提出することを求めるものとする。</p>
<p><u>(輸出取止め再輸入申告時の関係資料の提出)</u></p> <p>15-4 輸出取止め再輸入申告を行う通関業者等がシステムを使用して関</p>	

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<u>係書類を電磁的記録により提出する場合は、この節 15-1(2)から(5)までの規定に準じて取り扱うものとする。なお、この場合において、「輸出取止め再輸入申告控情報」を提出することを求めるものとする。</u>	
<u>(輸出取止め再輸入申告の変更時の関係資料の提出)</u>	
<u>15-5 輸出取止め再輸入申告の後、通関業者等が輸出取止め再輸入申告の許可までの間に申告内容を訂正する場合に、システムを使用して関係書類を電磁的記録により提出するときは、この節15-1(2)から(5)までの規定に準じて取り扱うものとする。なお、この場合において、「輸出取止め再輸入変更控情報」を提出することを求めるものとする。</u>	
<u>(本船・ふ中扱い承認申請時の資料等の提出)</u>	
<u>15-6 (省略)</u>	<u>(本船・ふ中扱い承認申請時の資料等の提出)</u>
<u>(本船・ふ中扱い承認申請の変更時の資料等の提出)</u>	<u>15-4 (同左)</u>
<u>15-7 (省略)</u>	<u>(本船・ふ中扱い承認申請の変更時の資料等の提出)</u>
<u>第 5 章 輸入通関関係</u>	<u>15-5 (同左)</u>
<u>第 1 節 輸入申告</u>	<u>第 5 章 輸入通関関係</u>
	<u>第 1 節 輸入申告</u>

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>(輸入申告)</p> <p>1-2 通関業者等がシステムを使用して輸入申告を行う場合は、前項の規定により登録された輸入申告事項について通関業者等に出力される応答画面の内容又は入力控情報として出力される内容を確認の上、次のいずれかの方法により輸入申告の登録を行うことを求めるものとする。ただし、輸入申告を行う者が、窓口電子申告端末を利用して輸入申告を行う場合は、窓口電子申告端末運用指針（別紙1）により<u>取り扱う</u>ものとする。</p> <p>なお、通関業者が輸入申告を行う場合には、処理法第5条の規定に基づき、あらかじめ通関士による申告内容の審査を要するので留意する。</p> <p>また、輸入申告事項登録済みの貨物については、税関官署の開庁時間外に輸入申告の入力をしておくことにより、翌日（行政機関の休日を除く。）の官庁の執務時間の開始時刻に自動的に輸入申告を行うことができるものとする。</p> <p>また、海上貨物（前項の規定により「B／L番号」が輸入申告事項に登録されたもの。以下この章において同じ。）については、当該貨物が保税地域に搬入されていない場合であっても、輸入申告の入力をしておくことにより、倉主等による搬入確認の登録をもって自動的に輸入申告を行うことができるものとする。</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p>	<p>(輸入申告)</p> <p>1-2 通関業者等がシステムを使用して輸入申告を行う場合は、前項の規定により登録された輸入申告事項について通関業者等に出力される応答画面の内容又は入力控情報として出力される内容を確認の上、次のいずれかの方法により輸入申告の登録を行うことを求めるものとする。ただし、輸入申告を行う者が、窓口電子申告端末を利用して輸入申告を行う場合は、窓口電子申告端末運用指針（別紙1）により<u>取扱う</u>ものとする。</p> <p>なお、通関業者が輸入申告を行う場合には、処理法第5条の規定に基づき<u>あらかじめ通関士が応答画面又は入力控等により申告内容を審査の上、</u><u>輸入申告を行うこととなる</u>ので、留意する。</p> <p>また、輸入申告事項登録済みの貨物については、税関官署の開庁時間外に輸入申告の入力をしておくことにより、翌日（行政機関の休日を除く。）の官庁の執務時間の開始時刻に自動的に輸入申告を行うことができるものとする。</p> <p>また、海上貨物（前項の規定により「B／L番号」が輸入申告事項に登録されたもの。以下この章において同じ。）については、当該貨物が保税地域に搬入されていない場合であっても、輸入申告の入力をしておくことにより、倉主等による搬入確認の登録をもって自動的に輸入申告を行うことができるものとする。</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p>

## 新旧対照表

## 【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>(輸入申告時の関係書類等の提出)</p> <p>1-4 前項の規定により通関業者等に「輸入申告等控情報」（審査区分が簡易審査扱い（区分 1）で輸入許可となった場合は「輸入許可等通知情報」。以下この項において同じ。）が配信されたときの関係書類の提出の取扱いは以下のとおりとする。</p> <p>(1) 審査区分が書類審査扱い（区分 2）又は検査扱い（区分 3）となった輸入申告の場合</p> <p>輸入申告の内容を確認するために必要な書類、関税についての条約の特別の規定による便益を適用するために必要な書類及び法第 70 条に規定する他法令の許可、承認、検査の完了又は条件の具備を証明する書類（以下この章において「添付書類等」という。）に申告等番号、申告等年月日、申告先税関官署及び部門並びに通関業者等名その他必要事項（以下この章において「輸入申告番号等」という。）を付記して、<u>輸入申告の日の翌日から 3 日以内（行政機関の休日の日数は算入しない。）</u>に、輸入申告（この章第 7 節の予備審査制による申告・申請を含む。）を行った税関官署の通関担当部門（以下この章において「通関担当部門」という。）への提出を求めるものとする。</p> <p><u>この場合において、次のいずれかに該当するときは、当該輸入申告等控情報を「輸入（納税）申告控（内国消費税等課税標準数量等申告控兼用）」（以下この章において「輸入申告控」という。）として出力し、添付書類等を添付の上、通関担当部門へ 2 部（税関用 1 部、会計検査院用</u></p>	<p>(輸入申告時の関係書類等の提出)</p> <p>1-4 前項の規定により通関業者等に「輸入申告等控情報」（審査区分が簡易審査扱い（区分 1）で輸入許可となった場合は「輸入許可等通知情報」。以下この項において同じ。）が配信されたときの関係書類の提出の取扱いは以下のとおりとする。</p> <p>(1) 審査区分が書類審査扱い（区分 2）又は検査扱い（区分 3）となった輸入申告の場合</p> <p><u>航空貨物については、当該輸入申告等控情報を「輸入（納税）申告控（内国消費税等課税標準数量等申告控兼用）」として出力（以下この章において「輸入申告控」という。）し、当該輸入申告の内容を確認するために必要な書類、関税についての条約の特別の規定による便益を適用するために必要な書類及び法 70 条に規定する他法令の許可、承認、検査の完了又は条件の具備を証明する書類（以下この章において「添付書類等」という。）を添付し、海上貨物については、添付書類等に申告等番号、申告等年月日、申告先税関官署及び部門並びに通関業者等名その他必要事項（以下この章において「輸入申告番号等」という。）を付記して、<u>次に定めるところにより</u>、輸入申告（この章第 7 節の予備審査制による申告・申請を含む。）を行った税関官署の通関担当部門（以下この章において「通関担当部門」という。）への提出を求めるものとする。</u></p> <p>なお、この章第 14 節の規定によりシステムを使用して仕入書に代わる書類又は包装明細書が提出されている場合には、登録されている項目</p>

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前												
<p>1部) 提出するよう求めるものとする。</p> <p>イ <u>有税品の場合で、関税率表 1 品目に対する関税額又は内国消費税額が 300 万円（長崎税関、函館税関及び沖縄地区税関においては 200 万円）以上のもの</u></p> <p>ロ <u>関税率表 1 品目に対する関税額又は内国消費税額について 100 万円以上の税額を軽減し、又は免除するもの</u></p> <p>なお、この章第 14 節の規定によりシステムを使用して仕入書に代わる書類又は包装明細書が提出されている場合には、登録されている項目が不足しているなど当該登録された情報に関する書類を確認する必要があると認める場合を除き、これらに関する添付書類等の提出を求めるものとする。</p>	<p>が不足しているなど当該登録された情報に関する書類を確認する必要があると認める場合を除き、これらに関する添付書類等の提出を求めるものとする。</p> <p>イ <u>提出期限</u> 輸入申告の日から 3 日以内（期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、その日の翌日をもって当該期間の末日とする。）</p> <p>ロ <u>提出書類</u> (イ) <u>輸入（納税）申告控の提出部数については、次表のとおりとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1123 714 2055 1339"> <thead> <tr> <th data-bbox="1123 714 1313 817">区 分</th><th data-bbox="1313 714 1482 817">税関控</th><th data-bbox="1482 714 1650 817">会計検 査院用</th><th data-bbox="1650 714 1819 817">調査 通知用</th><th data-bbox="1819 714 1987 817">保税 通知用</th><th data-bbox="1987 714 2055 817">合計 部 数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1123 817 1313 1339"> <u>①有税品の場合</u>  <u>で、関税率表 1</u>  <u>品目に対する</u>  <u>関税額又は内</u>  <u>国消費税額が</u>  <u>300 万円（長崎</u>  <u>税関、函館税</u>  <u>関及び沖縄地</u>  <u>区税関におい</u>  <u>ては 200 万円）</u>  <u>以上のもの</u> </td><td data-bbox="1313 817 1482 1339"> △  (注 1) </td><td data-bbox="1482 817 1650 1339"> ○ </td><td data-bbox="1650 817 1819 1339"></td><td data-bbox="1819 817 1987 1339"></td><td data-bbox="1987 817 2055 1339"> <u>1 又は</u>  <u>2</u> </td></tr> </tbody> </table>	区 分	税関控	会計検 査院用	調査 通知用	保税 通知用	合計 部 数	<u>①有税品の場合</u> <u>で、関税率表 1</u> <u>品目に対する</u> <u>関税額又は内</u> <u>国消費税額が</u> <u>300 万円（長崎</u> <u>税関、函館税</u> <u>関及び沖縄地</u> <u>区税関におい</u> <u>ては 200 万円）</u> <u>以上のもの</u>	△ (注 1)	○			<u>1 又は</u> <u>2</u>
区 分	税関控	会計検 査院用	調査 通知用	保税 通知用	合計 部 数								
<u>①有税品の場合</u> <u>で、関税率表 1</u> <u>品目に対する</u> <u>関税額又は内</u> <u>国消費税額が</u> <u>300 万円（長崎</u> <u>税関、函館税</u> <u>関及び沖縄地</u> <u>区税関におい</u> <u>ては 200 万円）</u> <u>以上のもの</u>	△ (注 1)	○			<u>1 又は</u> <u>2</u>								

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前				
	<u>②減免税品の場合で、事後確認又は他関通知用を必要とするもの</u>	<u>△</u> <u>(注 1)</u>	<u>△</u> <u>(注 2)</u>	<u>○</u>	<u>1～3</u>
	<u>③減免税品の場合で保税部門に通知を必要とするもの</u>	<u>△</u> <u>(注 1)</u>	<u>△</u> <u>(注 2)</u>	<u>△</u> <u>(注 1)</u>	<u>0～3</u>
	<u>④上記①～③以外のもの</u>	<u>△</u> <u>(注 1)</u>	<u>△</u> <u>(注 2)</u>		<u>0～2</u>
	<u>(注 1) 航空貨物で、審査区分が書類審査扱い（区分 2）又は検査扱い（区分 3）の場合</u> <u>(注 2) 関税率表 1 品目に対する関税額又は内国消費税額について 100 万円以上の税額を軽減し、又は免除する場合</u> <u>なお、石油石炭税法（昭和 53 年法律第 25 号）第 15 条（引取りに係る原油等についての課税標準及び税額の申告等の特例）の規定に係る輸入申告の場合は、納税地税関送付用を 1 部追加する。</u> <u>(ロ) 法その他関税等に関する法令の規定により、輸入申告に際して税関に提出すべきものとされている添付書類等（システムを利用</u>				

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>(2) 簡易審査扱い（区分 1）となった輸入申告の場合</p> <p>原則として添付書類等の提出を省略するものとする。ただし、次に掲げる輸入申告については、添付書類等に輸入申告番号等を付記して、提出することを求めるものとする。この場合、次のイから<u>へ</u>までに掲げる輸入申告に係る添付書類等の提出期限は、輸入の許可の日の<u>翌日</u>から 3 日以内（<u>行政機関の休日の日数は算入しない。</u>）とし、<u>ト</u>に掲げる輸入申告に係る添付書類等の提出期限については、税関が指定するものとする。</p> <p><u>なお、当該提出を求める場合において、上記(1)イ又はロのいずれかに該当するときは、上記(1)と同様、2 部（税関用 1 部、会計検査院用 1 部）提出するよう求めるものとする。</u></p> <p>イ及びロ（省略）</p> <p>ハ E P A 税率（経済連携協定（暫定法第 7 条の 7 に規定する経済連携協定をいう。）における関税についての特別の規定による便益による税率をいう。）の適用を受けようとする貨物に係る関税法施行令（昭和 29 年政令第 150 号）第 61 条第 1 項第 2 号イ(1)に規定する締約国原産地証明書若しくは同号イ(2)に規定するオーストラリア協定原産品申告書（この項において「締約国原産地証明書等」といい、同条第 4 項及び第 8 項において輸入申告の際に提出することとされているも</p>	<p>して法第 70 条の規定による証明が行われた場合における関税法基本通達 70-3-1 に規定する許可書等を除く。）</p> <p>(2) 簡易審査扱い（区分 1）となった輸入申告の場合</p> <p>原則として<u>輸入申告控及び添付書類等</u>の提出を省略するものとする。ただし、次に掲げる輸入申告については、添付書類等に輸入申告番号等を付記して、提出することを求めるものとする。この場合、次のイから<u>ト</u>までに掲げる輸入申告に係る添付書類等の提出期限は、輸入の許可の日から 3 日以内（<u>期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、その日の翌日をもって当該期間の末日とする。</u>）とし、<u>チ</u>に掲げる輸入申告に係る添付書類等の提出期限については、税関が指定するものとする。</p> <p>イ及びロ（同左）</p> <p>ハ E P A 税率（経済連携協定（暫定法第 7 条の 7 に規定する経済連携協定をいう。）における関税についての特別の規定による便益による税率をいう。<u>後記 15-1(6)ハにおいて同じ。</u>）の適用を受けようとする貨物に係る関税法施行令（昭和 29 年政令第 150 号）第 61 条第 1 項第 2 号イ(1)に規定する締約国原産地証明書若しくは同号イ(2)に規定するオーストラリア協定原産品申告書（この項及び<u>後記 15-1(6)ハにおいて</u>「締約国原産地証明書等」といい、同条第 4 項及び第 8 項</p>

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>のを含む。) 又は特惠税率（暫定法第 8 条の 2 第 1 項又は第 3 項に規定する税率をいう。以下同じ。) の適用を受けようとする貨物に係る関税暫定措置法施行令（昭和 35 年政令第 69 号）第 27 条第 1 項に規定する原産地証明書の提出を要する輸入申告（当該貨物が特例輸入者に係る特例申告貨物である場合を除くものとし、特例委託輸入者に係る特例申告貨物については、当該輸入申告の依頼を受けた認定通関業者が締約国原産地証明書等又は原産地証明書の確認を的確に行っていないことその他の理由により関税の徴収の確保に支障があると認められる場合に限る。）</p> <p>なお、関税法施行令第 61 条第 1 項第 2 号イ(2)に規定するオーストラリア原産品であることを明らかにする書類の取扱いについては、関税法基本通達 68-5-11 の 4 の規定に準じて行うものとし、同項(2)ハ(イ)のオーストラリア協定第 3・3 条に規定する完全に得られる產品の場合には輸入申告書の記事欄に「JAEPA WO」の入力を行うものとする。</p> <p>ニ～ヘ (省略)</p>	<p>において輸入申告の際に提出することとされているものを含む。) 又は特惠税率（暫定法第 8 条の 2 第 1 項又は第 3 項に規定する税率をいう。以下同じ。) の適用を受けようとする貨物に係る関税暫定措置法施行令（昭和 35 年政令第 69 号）第 27 条第 1 項に規定する原産地証明書の提出を要する輸入申告（当該貨物が特例輸入者に係る特例申告貨物である場合を除くものとし、特例委託輸入者に係る特例申告貨物については、当該輸入申告の依頼を受けた認定通関業者が締約国原産地証明書等又は原産地証明書の確認を的確に行っていないことその他の理由により関税の徴収の確保に支障があると認められる場合に限る。）</p> <p>なお、関税法施行令第 61 条第 1 項第 2 号イ(2)に規定するオーストラリア原産品であることを明らかにする書類の取扱いについては、関税法基本通達 68-5-11 の 4 の規定に準じて行うものとし、同項(2)ハ(イ)のオーストラリア協定第 3・3 条に規定する完全に得られる產品の場合には輸入申告書の記事欄に「JAEPA WO」の入力を行うものとし、<u>同項(2)ハ(ロ)の事前照会に対する文書回答書に係る登録番号の輸入申告書への入力は、輸入承認証番号等欄又は記事欄に行うものとする。</u></p> <p>ニ～ヘ (同左)</p> <p>ト <u>会計検査院用として提出が必要な上記(1)ロ(イ)で定める区分の輸入申告</u></p>

## 新旧対照表

## 【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>上 その他税関長が特に必要と認める輸入申告</p> <p>(3) 添付書類等の提出が省略される輸入申告について、輸入者等から添付書類等の提出があった場合は、当該書類等を返却することとなるので留意する。</p>	<p>チ その他税関長が特に必要と認める輸入申告</p> <p>(3) <u>輸入申告控及び</u>添付書類等の提出が省略される輸入申告について、輸入者等から添付書類等の提出があった場合は、当該書類等を返却することとなるので留意する。</p>
<p>(検査等の指定)</p> <p>1-5 通関担当部門又はこの節 1-2 の規定により行われた輸入申告に係る貨物の検査を行う検査担当部門（以下この節において「検査担当部門」という。）は、審査区分が検査扱い（区分 3）となった輸入申告について現場検査、本船検査、ふ中検査、検査場検査（大型 X 線検査装置による検査を含む。）又は見本検査（他法令の該非の確認、関税分類、知的財産侵害物品の認定等輸入貨物についての適正な審査を行うための見本確認をいい、貨物確認（他法令の該非の確認、関税分類、知的財産侵害物品の認定等輸入貨物についての適正な審査を行うための検査をいう。）を含む。以下この項において同じ。）のいずれかに指定するものとする。</p> <p>検査に指定したことについては、システムを通じて「検査指定情報」が通関業者等に配信される。それらのうち、検査場検査又は見本検査に指定した貨物について、通関業者等は当該指定情報を「検査指定票（運搬・倉主等用）」（海上貨物に係る検査にあっては別紙様式 M-406 号、航空貨物に係る検査にあっては別紙様式 M-407 号）として出力し、当該指定貨物についてその蔵置場所と税関検査場間の運搬等を行うものとする。</p>	<p>(検査等の指定)</p> <p>1-5 通関担当部門又はこの節 1-2 の規定により行われた輸入申告に係る貨物の検査を行う検査担当部門（以下この節において「検査担当部門」という。）は、審査区分が検査扱い（区分 3）となった輸入申告について現場検査、本船検査、ふ中検査、検査場検査（大型 X 線検査装置による検査を含む。）又は見本検査（他法令の該非の確認、関税分類、知的財産侵害物品の認定等輸入貨物についての適正な審査を行うための見本確認をいい、貨物確認（他法令の該非の確認、関税分類、知的財産侵害物品の認定等輸入貨物についての適正な審査を行うための検査をいう。）を含む。以下この項において同じ。）のいずれかに指定するものとする。</p> <p>検査に指定したことについては、システムを通じて「検査指定情報」が通関業者等に配信される。それらのうち、検査場検査又は見本検査に指定した貨物について、通関業者等は当該指定情報を「<u>検査指定票（申告書用）</u>」（<u>海上貨物に係る検査にあっては別紙様式 M-404 号、航空貨物に係る検査にあっては別紙様式 M-405 号</u>）及び「<u>検査指定票（運搬・倉主等用）</u>」（<u>海上貨物に係る検査にあっては別紙様式 M-406 号、航空貨物に係る検</u></p>

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>なお、倉主等にも「検査指定情報」が配信されるので、必要に応じ当該情報を「検査指定票（倉主等用）」（海上貨物に係る検査にあっては別紙様式M-408号、航空貨物に係る検査にあっては別紙様式M-409号）として出力し、利用することができる。</p> <p>(輸入申告の訂正)</p> <p>1-6 通関業者等が、輸入申告の後、当該申告に係る輸入許可までの間（ただし、関税等の税額変更を伴う事項を訂正する場合は、訂正前における関税等の納付までの間）に、法第7条の14第2項又は第7条の16第4項ただし書の規定に基づき申告内容を訂正する場合その他当該申告内容に誤りがあったため訂正する場合は、あらかじめ当該通関業者等から通関担当部門に対し訂正についての申出を行った後、次により取り扱うものとする。ただし、申告先官署コード、輸入者名、通関予定蔵置場コード（同一の税関管轄内の場合を除く。）等は訂正できないので、これらの事項を訂正する場合は、輸入申告を撤回の上、再度、輸入申告を行うことを求めるものとする。</p> <p><u>なお、輸入申告の撤回に当たっては、関税法基本通達7-7の規定に基づき、あらかじめ当該通関業者等から通関担当部門に対し、申告撤回理由等を記載した「輸入（納税）申告撤回申出書」（税関様式C-5245号）1</u></p>	<p>査にあっては別紙様式M-407号）として出力し、当該指定貨物についてその蔵置場所と税関検査場間の運搬等を行うものとする。</p> <p>なお、倉主等にも「検査指定情報」が配信されるので、必要に応じ当該情報を「検査指定票（倉主等用）」（海上貨物に係る検査にあっては別紙様式M-408号、航空貨物に係る検査にあっては別紙様式M-409号）として出力し、利用することができる。</p> <p>(輸入申告の訂正)</p> <p>1-6 通関業者等が、輸入申告の後、当該申告に係る輸入許可までの間（ただし、関税等の税額変更を伴う事項を訂正する場合は、訂正前における関税等の納付までの間）に、法第7条の14第2項又は第7条の16第4項ただし書の規定に基づき申告内容を訂正する場合その他当該申告内容に誤りがあったため訂正する場合は、あらかじめ当該通関業者等から通関担当部門に対し訂正についての申出を行った後、次により取り扱うものとする。ただし、申告先官署コード、輸入者名、通関予定蔵置場コード（同一の税関管轄内の場合を除く。）等は訂正できないので、これらの事項を訂正する場合は、輸入申告を撤回の上、再度、輸入申告を行うことを求めるものとする。</p>

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p><u>通を提出して行わせるものとする。</u></p> <p>(1) 通関業者等は、システムを使用して輸入申告において申告した事項及び訂正を必要とする事項を入力して送信することにより変更事項登録を行い、応答画面の内容を確認して送信又は事前に輸入申告の変更事項登録をした情報をを利用して必要事項を入力し、これを送信することにより輸入申告の訂正登録を行うものとする。</p> <p>なお、通関業者が訂正登録を行う場合には、処理法第 5 条の規定に基づき、あらかじめ通関士による<u>訂正内容の審査を要する</u>ので留意する。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 上記(2)により通関業者等に「輸入申告等変更控情報」が配信された場合は、簡易審査扱い（区分 1）であって添付書類等の提出が省略されるときを除き、添付書類等に訂正登録後の輸入申告番号等を付記し、納付書（当初輸入申告の際に納付方法として直納方式を選択した場合であって、「納付書」が出力されているときに限る。）を添えて、直ちに通関担当部門へ提出することを求めるものとする。</p>	<p>(1) 通関業者等は、システムを使用して輸入申告において申告した事項及び訂正を必要とする事項を入力して送信することにより変更事項登録を行い、応答画面の内容を確認して送信又は事前に輸入申告の変更事項登録をした情報をを利用して必要事項を入力し、これを送信することにより輸入申告の訂正登録を行うものとする。</p> <p>なお、通関業者が訂正登録を行う場合には、処理法第 5 条の規定に基づき、あらかじめ通関士が<u>訂正内容を審査した上で訂正登録を行わなければならない</u>ので留意する。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) 上記(2)により通関業者等に「輸入申告等変更控情報」が配信された場合は、簡易審査扱い（区分 1）であって<u>輸入申告控及び添付書類等の提出が省略される</u>ときを除き、<u>航空貨物については、訂正後の輸入申告控及び添付書類等に、当初の輸入申告（再訂正のときは直前の訂正登録分まで）に係る輸入申告控及び納付書（当初輸入申告の際に納付方法として直納方式を選択した場合であって、「納付書」が出力されているときに限る。）を添えて、海上貨物については、添付書類等に訂正登録後の輸入申告番号等を付記し、上記の納付書を添えて、直ちに通關担当部門へ提出することを求めるものとする。</u></p>

## 第 3 節 輸入（引取）申告

## 第 3 節 輸入（引取）申告

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>(輸入 (引取) 申告事項の登録)</p> <p>3-1 輸入 (引取) 申告 (特例申告貨物に係る輸入申告をいう。以下同じ。) を行う者及びその代理人である通関業者 (以下この節において「通関業者等」という。) がシステムを使用して行う輸入 (引取) 申告の取扱いについては、この章第1節 (1-3 及び 1-4(2)イを除く。) に準じて行うものとする。この場合において、同節中「輸入 (納税) 申告控 (内国消費税等課税標準数量等申告控兼用)」とあるのは「輸入 (引取) 申告控」と読み替えるものとする。</p> <p>なお、次に掲げる規定により輸入申告書に付記を行うこととされている場合は、記事欄に「DAI○RAN:TEIRITSUHOU(又は ZANTEIHOU)○-○ TEKIYOU YOTEI」と入力することを求めるものとする。</p> <p>(1)~(7) (省略)</p>	<p>(輸入 (引取) 申告事項の登録)</p> <p>3-1 輸入 (引取) 申告 (特例申告貨物に係る輸入申告をいう。以下同じ。) を行う者及びその代理人である通関業者 (以下この節において「通関業者等」という。) がシステムを使用して行う輸入 (引取) 申告の取扱いについては、この章第1節 (1-3 及び 1-4(2)イを除く。) に準じて行うものとする。この場合において、同節中「輸入 (納税) 申告控 (内国消費税等課税標準数量等申告控兼用)」とあるのは「輸入 (引取) 申告控」と読み替えるものとする。</p> <p>なお、次に掲げる規定により輸入申告書に付記を行うこととされている場合は、記事欄に「DAI○RAN:TEIRITSUHOU(又は ZANTEIHOU)○-○ TEKIYOU YOTEI」と入力することを求めるものとする。</p> <p>(1)~(7) (同左)</p> <p><u>また、輸入 (引取) 申告控については、航空貨物であって、審査区分が書類審査扱い (区分 2) 又は検査扱い (区分 3) となった場合に限り、税関控用 1 部の提出を求めるものとする。</u></p>
<p>(輸入 (引取) 申告)</p> <p>3-2 特例輸入者 (法第 7 条の 2 第 1 項に規定する特例輸入者をいう。以下同じ。) 又は特例委託輸入者 (法第 7 条の 2 第 1 項に規定する特例委託輸入者をいう。) が行う特例申告 (法第 7 条の 2 第 2 項に規定する特例申</p>	<p>(輸入 (引取) 申告)</p> <p>3-2</p> <p>(1) 特例輸入者 (法第 7 条の 2 第 1 項に規定する特例輸入者をいう。以下同じ。) 又は特例委託輸入者 (法第 7 条の 2 第 1 項に規定する特例委託</p>

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>告をいう。以下同じ。）における輸入（引取）申告に係る仕入書等については、この章第 1 節 1－4 の規定に関わらず、簡易審査扱い（区分 1）となった場合に限り、仕入書等の提出を省略できるものとする。</p> <p><u>また、特例輸入者又は特例委託輸入者が、法第 67 条の 2 第 3 項第 3 号</u>の規定に基づき貨物が保税地域に搬入される前にシステムを使用して輸入（引取）申告を行う場合には、「積荷目録提出」業務又は「積荷目録事前報告」業務がなされた後に当該申告を行うものとする。</p>	<p>輸入者をいう。）が行う特例申告（法第 7 条の 2 第 2 項に規定する特例申告をいう。以下同じ。）における輸入（引取）申告に係る仕入書等については、この章第 1 節 1－4 の規定に関わらず、簡易審査扱い（区分 1）となった場合に限り、仕入書等の提出を省略できるものとする。</p> <p><u>(2) 特例輸入者又は特例委託輸入者が、法第 67 条の 2 第 2 項第 2 号</u>の規定に基づき貨物が保税地域に搬入される前にシステムを使用して輸入（引取）申告を行う場合には、「積荷目録提出」業務又は「積荷目録事前報告」業務がなされた後に当該申告を行うものとする。</p>
<p>第 4 節 特例申告</p> <p>（特例申告控等の提出）</p> <p>4－6 特例申告の際の提出書類は次に定める書類とし、それぞれ 1 部を特例申告の日<u>の翌日から 3 日以内（行政機関の休日の日数は算入しない。）</u>に特例申告を行った税関官署の通関担当部門に提出することを求めるものとする。</p> <p>(1) <u>会計検査院に提出を要する</u>次に掲げる場合にあっては、前項において配信される特例申告控を出力することによる「特例申告控（内国消費税等課税標準数量等申告控兼用）」又は「特例申告控（内国消費税等課税標準数量等申告控兼用）（納期限延長申請控兼用）」<u>（以下「特例申告控等」という。）</u></p>	<p>第 4 節 特例申告</p> <p>（特例申告控等の提出）</p> <p>4－6 特例申告の際の提出書類は次に定める書類とし、それぞれ 1 部を特例申告の日から 3 日以内（<u>期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、その日の翌日をもって当該期間の末日とする。</u>）に特例申告を行った税関官署の通関担当部門に提出することを求めるものとする。</p> <p>(1) 次に掲げる場合にあっては、前項において配信される特例申告控を出力することによる「特例申告控（内国消費税等課税標準数量等申告控兼用）」又は「特例申告控（内国消費税等課税標準数量等申告控兼用）（納期限延長申請控兼用）」</p>

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>イ <u>有税品の場合で、関税率表 1 品目に対する関税額又は内国消費税額が 300 万円（長崎税関、函館税関及び沖縄地区税関においては 200 万円）以上のもの</u></p>	<p>イ <u>会計検査院に提出を要する次の場合</u>            (1) <u>有税品の場合で、関税率表 1 品目に対する関税額又は内国消費税額が 300 万円（長崎税関、函館税関及び沖縄地区税関においては 200 万円）以上のもの</u>            (2) <u>関税率表 1 品目に対する関税額又は内国消費税額について 100 万円以上の税額を軽減し、又は免除するもの</u>            (注) <u>会計検査院用として特例申告控の提出を要する場合は、税関控として 1 部を加える。</u></p>
<p>ロ <u>関税率表 1 品目に対する関税額又は内国消費税額について 100 万円以上の税額を軽減し、又は免除するもの</u></p>	<p>ロ <u>石油石炭税法第 15 条（石油石炭税の特例納付）に係る特例申告の場合（納税地税関送付用）</u></p>
<p>(2) 法その他関税に関する法令の規定により、特例申告に際して税関に提出すべきものとされている書類            なお、<u>上記(1)イ又はロに該当する場合には、当該書類を 1 部追加して、特例申告控等に添付するものとする。</u></p>	<p>(2) 法その他関税に関する法令の規定により、特例申告に際して税関に提出すべきものとされている書類            なお、<u>会計検査院に提出を要する場合には、当該書類を 1 部追加して、特例申告控等に添付するものとする。</u></p>
<p>第 5 節 マニフェスト等による輸入申告            (マニフェスト等による輸入申告の登録)            5-1 輸入申告について、関税法基本通達 67-4-6 及び 67-4-7 に規定するマニフェスト等による輸入申告を行う者又はその代理人である通関業者（以下この節において「通関業者等」という。）がシステムを使</p>	<p>第 5 節 マニフェスト等による輸入申告            (マニフェスト等による輸入申告の登録)            5-1 輸入申告について、関税法基本通達 67-4-6 及び 67-4-7 に規定するマニフェスト等による輸入申告を行う者又はその代理人である通関業者（以下この節において「通関業者等」という。）がシステムを使</p>

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>用してマニフェスト等による輸入申告を行う場合は、輸入者名、数量、価格、積載機名、HAWB番号等の必要事項をシステムに入力し、輸入申告を行うことを求めるものとする。ただし、通関業者が輸入申告を行う場合には、処理法第5条の規定に基づき、あらかじめ通関士による申告内容の審査を要するので留意する。</p>	<p>用してマニフェスト等による輸入申告を行う場合は、輸入者名、数量、価格、積載機名、HAWB番号等の必要事項をシステムに入力し、輸入申告を行うことを求めるものとする。ただし、通関業者が輸入申告を行う場合には、処理法第5条の規定に基づき、あらかじめ通関士が申告内容を審査した上で、マニフェスト等による輸入申告を行うこととなるので、留意する。</p>
(輸入申告時の添付書類等の提出)	(輸入申告時の添付書類等の提出)
<p>5-3 前項の規定により通関業者等に「輸入マニフェスト通関申告控情報」が配信されたときは、通関担当部門は、必要に応じて、添付書類等の提出を求めるものとする。</p>	<p>5-3 前項の規定により通関業者等に「輸入マニフェスト通関申告控情報」が配信されたときは、通関担当部門は、必要に応じて、添付書類等の提出を求めるものとする。なお、添付書類等の提出を求める場合は、「輸入マニフェスト通関申告控情報」を「輸入マニフェスト通関申告控」として出力し、当該添付書類等に併せて提出することを求めるものとする。</p>
第7節 予備審査制による申告・申請	第7節 予備審査制による申告・申請
(予備申告等)	(予備申告等)
<p>7-2 通関業者等が予備申告等を行う場合は、前項の規定により予備申告等に係る事項の登録を行った後に、応答画面の出力内容又は出力情報の内容を確認の上、次のいずれかの方法により予備申告等の登録を行うことを求めるものとする。</p>	<p>7-2 通関業者が予備申告等を行う場合は、前項の規定により予備申告等に係る事項の登録を行った後に、応答画面の出力内容又は出力情報の内容を確認の上、次のいずれかの方法により予備申告等の登録を行うことを求めるものとする。</p>

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>ただし、いずれの場合においても、通関業者が予備申告等を行う場合には、処理法第 5 条の規定に基づき、あらかじめ通関士による申告内容の審査を要するので留意する。</p>	<p>ただし、いずれの場合においても、通関業者が予備申告等を行う場合には、処理法第 5 条の規定に基づき、あらかじめ通関士が応答画面又は入力控等により申告内容を審査した上で、予備申告等を行うこととなるので、留意する。</p>
<p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(予備申告等時の添付書類等の提出)</p> <p>7-5 予備申告等の審査区分が、書類審査扱い(区分 2)又は検査扱い(区分 3)となった場合は、予備審査を受けるため、添付書類等に輸入申告番号等を付記して、通関担当部門に提出することを求めるものとする。提出部数については、この章第 1 節 1-4(同章第 3 節 3-1 又は第 6 節 6-1 において準用する場合を含む。)の規定に準じるものとする。</p> <p>(輸入申告時の添付書類等の提出)</p> <p>7-10 通関業者等が、前項の規定により輸入申告等を行ったときは、当該輸入申告に係る添付書類等を、この章第 1 節 1-4(同章第 3 節 3-1 又は第 6 節 6-1 において準用する場合を含む。)の規定に準じて通関担当部門に提出することを求めるものとする。</p>	<p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(予備申告等時の添付書類等の提出)</p> <p>7-5 予備申告等の審査区分が、書類審査扱い(区分 2)又は検査扱い(区分 3)となった場合は、予備審査を受けるため、<u>航空貨物については、通関業者等に配信された当該輸入申告等控情報を「予備申告控」として出力し、当該予備申告等に係る添付書類等を添付するものとし、海上貨物については、添付書類等に輸入申告番号等を付記して、通関担当部門に提出することを求めるものとする。</u>提出部数については、この章第 1 節 1-4(同章第 3 節 3-1 又は第 6 節 6-1 において準用する場合を含む。)の規定に準じるものとする。</p> <p>(輸入申告時の添付書類等の提出)</p> <p>7-10 通関業者等が、前項の規定により輸入申告等を行ったときは、当該輸入申告に係る<u>輸入申告控及び</u>添付書類等を、この章第 1 節 1-4(同章第 3 節 3-1 又は第 6 節 6-1 において準用する場合を含む。)の規定に準じて通関担当部門に提出することを求めるものとする。</p>

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>ただし、審査区分が書類審査扱い（区分 2）又は検査扱い（区分 3）となつた輸入申告等については、この節 7-5 又は 7-6 の規定により「添付書類等」を既に提出した場合であつて、当該提出後に予備申告等の訂正を行わなかつた場合には、当該添付書類等の提出を求めないものとする。</p>	<p>ただし、審査区分が書類審査扱い（区分 2）又は検査扱い（区分 3）となつた輸入申告等については、この節 7-5 又は 7-6 の規定により「添付書類等」を既に提出した場合であつて、当該提出後に予備申告等の訂正を行わなかつた場合には、当該添付書類等の提出を求めないものとする。</p>
<p>第 8 節 本船・ふ中扱い承認申請</p> <p>（本船・ふ中扱い承認申請事項の登録）</p> <p>8-1 本船・ふ中扱い承認申請を行う者がシステムを使用して本船・ふ中扱い承認申請を行う場合は、第 4 章第 7 節の規定に準じて行うものとする。</p> <p>この場合において、第 4 章第 7 節 <u>7-4</u> 中「輸出申告」とあるのは「輸入申告」と、「輸出承認証番号等」とあるのは「輸入承認証番号等」とそれぞれ読み替えるものとする。</p> <p>第 9 節 修正申告</p> <p>（修正申告事項の登録）</p> <p>9-1 修正申告を行う者及びその代理人である通関業者（以下この節及びこの章第 15 節 15-10 において「通関業者等」という。）がシステムを使用して修正申告を行う場合は、当該申告に先立ち、次のいずれかの方法に</p>	<p>第 8 節 本船・ふ中扱い承認申請</p> <p>（本船・ふ中扱い承認申請事項の登録）</p> <p>8-1 本船・ふ中扱い承認申請を行う者がシステムを使用して本船・ふ中扱い承認申請を行う場合は、第 4 章第 7 節の規定に準じて行うものとする。</p> <p>この場合において、第 4 章第 7 節 <u>7-3</u> 中「輸出申告」とあるのは「輸入申告」と、「輸出承認証番号等」とあるのは「輸入承認証番号等」とそれぞれ読み替えるものとする。</p> <p>第 9 節 修正申告</p> <p>（修正申告事項の登録）</p> <p>9-1 修正申告を行う者及びその代理人である通関業者（以下この節において「通関業者等」という。）がシステムを使用して修正申告を行う場合は、当該申告に先立ち、次のいずれかの方法により修正申告事項の登録を</p>

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>より修正申告事項の登録を行うことを求めるものとする。</p> <p>なお、特例申告貨物にあっては、特例申告書（法第 7 条の 2 第 1 項に規定する特例申告書をいう。以下同じ。）の提出期限後に行うものとする。</p> <p>(1)及び(2)（省略）</p> <p><u>(修正申告)</u></p> <p>9-2 通関業者等がシステムを使用して修正申告を行う場合は、前項に規定する修正申告事項の登録後に配信された「修正申告入力控情報」（別紙様式 M-545 号）の内容を確認した上で、<u>修正申告事項の必要書類</u>（<u>当初申告のシステム処理</u>により配信された情報を「<u>輸入申告控</u>」又は「<u>輸入許可通知書</u>」として出力したものその他税法施行令第 4 条の 16 第 1 項後段に規定する書類をいう。以下この項及びこの章第 15 節 15-10 において同じ。）に修正申告番号、申告先税関官署及び部門名並びに通関業者等名を付記して、修正申告を行う税関官署の通關担当部門に提出することを求めるものとする。</p> <p>また、<u>当該修正申告事項の必要書類</u>を通關担当部門に提出後、<u>修正申告照会</u>により確認を受けた場合は、<u>通關業者等</u>に行政機関の休日に当たらない日の官庁の執務時間内に「修正申告」業務を利用して、修正申告番号を入力し、送信することにより修正申告の登録を行うことを求めるものとする。ただし、修正申告を行う者が、税関官署の窓口に設置された電子申告を行うための専用端末（以下「窓口電子申告端末」という。）を利用して</p>	<p>行うことを求めるものとする。</p> <p>なお、特例申告貨物にあっては、特例申告書（法第 7 条の 2 第 1 項に規定する特例申告書をいう。以下同じ。）の提出期限後に行うものとする。</p> <p>(1)及び(2)（同左）</p> <p><u>(修正申告入力控の提出及び修正申告)</u></p> <p>9-2 通關業者等がシステムを使用して修正申告を行う場合は、前項に規定する修正申告事項の登録後に配信された「修正申告入力控情報」（別紙様式 M-545 号）の内容を確認した上で、<u>「修正申告入力控」として次表に掲げる部数を出力し、修正申告を行う税關官署の通關担当部門に提出することを求めるものとする。</u>その際には、<u>当初申告のシステム処理</u>により配信された情報を「<u>輸入申告控</u>」又は「<u>輸入許可通知書</u>」として出力し、<u>その他必要書類を添付することを求めるものとする。</u></p> <p>また、<u>これらの提出書類</u>を通關担当部門に提出後、<u>その内容の確認</u>を受けた場合は、行政機関の休日に当たらない日の官庁の執務時間内に「修正申告」業務を利用して、修正申告番号を入力し、送信することにより修正申告の登録を行うことを求めるものとする。</p> <p>なお、通關業者が修正申告を行う場合には、<u>処理法第 5 条の規定に基づきあらかじめ通關士が入力控情報等により申告内容を審査の上、修正申告を行うこととなるので、留意する。</u></p>

区 分	税関控	会計検	統 計	合 計
-----	-----	-----	-----	-----

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前				
		査院用	資料用	部 数	
修正申告を行う場合は、窓口電子申告端末運用指針（別紙 1）により取扱うものとする。  なお、通関業者が修正申告を行う場合には、処理法第 5 条の規定に基づき、あらかじめ通関士による申告内容の審査を要するので留意する。  上記の場合において、次のいずれかに該当するときは、通関業者等に、「修正申告入力控」として出力し、修正申告を行う税関官署の通関担当部門に 2 部（税関用 1 部、会計検査院用 1 部）提出するよう求めるものとする。その際には、当初申告のシステム処理により配信された情報を「輸入申告控」又は「輸入許可通知書」として出力し、その他必要書類を添付することを求めるものとする。  (1) 当初申告において、関税率表 1 品目に対する税額が 300 万円（長崎税 関、函館税関及び沖縄地区税関においては 200 万円）以上のもの (2) 当初申告において、関税率表 1 品目に対する関税額又は内国消費税額 について 100 万円以上の税額を軽減し、又は免除したもの (3) 修正申告の結果、上記(1)又は(2)に掲げる額に達したもの	①当初申告において、 <u>関税率表 1 品目に対する税額が 300 万円（長崎税 関、函館税関及び沖縄地区税関においては 200 万円）以上のもの</u>  ②当初申告において、 <u>関税率表 1 品目に対する関税額又は内国消費税額について 100 万円以上の税額を軽減し、又は免除したもの</u>  ③修正申告の結果、上記①又は②の額に達したもの  ④上記以外のもの	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	3
(修正申告の内容の変更)  9-4 この節 9-2 の規定により修正申告事項の内容を税関において確認した後、修正申告までの間に当該修正申告に係る内容に変更があった場合には、 <u>通関業者等から当該修正申告を行った通関担当部門に当該変更に係る修正申告番号及び変更の内容を連絡することを求めるものとする。</u>	(修正申告控等の提出)  9-4 この節 9-2 に規定する「修正申告入力控」を税関において確認した後、修正申告までの間に当該修正申告に係る内容に変更があった場合には、 <u>前項の規定により通関業者等に配信された「修正申告控情報」を「関税修正申告控（内国消費税等修正申告控兼用）」として出力し、同項に規</u>				

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>第 10 節 関税等更正請求</p> <p>(関税等更正請求事項の登録)</p> <p>10-1 関税等更正請求（法第 7 条の 15 第 1 項、国税通則法第 23 条第 1 項（更正の請求）及び地方税法（昭和 25 年法律第 10 号）第 72 条の 100 第 1 項（貨物割の賦課徴収等）の規定による更正の請求をいう。以下この節及びこの章第 15 節 15-11 において同じ。）を行う者及びその代理人である通関業者（以下この節及びこの章第 15 節 15-11 において「通関業者等」という。）がシステムを使用して関税等更正請求を行う場合には、前節の規定（9-2 及び 9-3 を除く。）に準じて行うものとする。この場合において、前節 9-1 中「修正申告事項登録」とあるのは、「関税等更正請求事項登録」又は「関税等更正請求事項呼出し」と、同節 9-4 中「修正申告入力控」とあるのは「<u>関税等更正請求入力控</u>」（別紙様式 M-546 号）と、「<u>修正申告控情報</u>」とあるのは「<u>関税等更正請求控情報</u>」（別紙様式 M-547 号）とそれぞれ読み替えるものとする。</p>	<p>定する提出書類を添付し、修正申告の日から 3 日以内（期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、その日の翌日をもって当該期間の末日とする。）に、修正申告を行った税関官署の通関担当部門に提出することを求めるものとする。</p> <p>第 10 節 関税等更正請求</p> <p>(関税等更正請求事項の登録)</p> <p>10-1 関税等更正請求（法第 7 条の 15 第 1 項、国税通則法第 23 条第 1 項（更正の請求）及び地方税法（昭和 25 年法律第 10 号）第 72 条の 100 第 1 項（貨物割の賦課徴収等）の規定による更正の請求をいう。以下この節において同じ。）を行う者及びその代理人である通関業者（以下この節において「通関業者等」という。）がシステムを使用して関税等更正請求を行う場合には、前節の規定（9-2 及び 9-3 を除く。）に準じて行うものとする。この場合において、前節 9-1 中「修正申告事項登録」とあるのは、「<u>関税等更正請求事項登録</u>」又は「<u>関税等更正請求事項呼出し</u>」と、同節 9-4 中「<u>修正申告入力控</u>」とあるのは「<u>関税等更正請求入力控</u>」（別紙様式 M-546 号）と、「<u>修正申告控情報</u>」とあるのは「<u>関税等更正請求控情報</u>」（別紙様式 M-547 号）とそれぞれ読み替えるものとする。</p>

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前										
<p>(関税等更正請求)</p> <p>10-2 通関業者等がシステムを使用して関税等更正請求を行う場合は、前項に規定する事項の登録後に配信された「<u>関税等更正請求入力控情報</u>」の内容を確認した上で、<u>「関税等更正請求事項の必要書類（当初申告のシステム処理により配信された情報を「輸入申告控」又は「輸入許可通知書」として出力したものその他関税法施行令第4条の17第2項に規定する書類をいう。以下この項及びこの章第15節15-11において同じ。）</u>に更正請求番号、請求先税関官署及び部門名並びに通関業者等名を付記して、<u>関税等更正請求を行う税関官署の通關担当部門に提出することを求めるものとする。</u></p> <p>また、<u>当該関税等更正請求事項の必要書類を通關担当部門に提出後、関税等更正請求照会により確認を受けた場合は、通關業者等に行政機関の休日に当たらない日の官庁の執務時間内に「関税等更正請求」業務を利用して、更正請求番号を入力し、送信することにより関税等更正請求の登録を行うことを求めるものとする。</u></p> <p>なお、通關業者が関税等更正請求を行う場合には、処理法第5条の規定に基づき、<u>あらかじめ通關士による請求内容の審査を要するので留意する。</u></p> <p><u>上記の場合において、次のいずれかに該当するときは、通關業者等に、「関税等更正請求入力控情報」の内容を確認した上で、「関税等更正請求入力控（内国消費税等更正請求書控兼用）」として出力し、関税等更正請</u></p>	<p>(<u>関税等更正請求入力控の提出及び関税等更正請求</u>)</p> <p>10-2 通關業者等がシステムを使用して関税等更正請求を行う場合は、前項に規定する事項の登録後に配信された「<u>関税等更正請求入力控情報</u>」の内容を確認した上で、<u>「関税等更正請求入力控（内国消費税等更正請求書控兼用）」として次表に掲げる部数を出力し、関税等更正請求を行う税關官署の通關担当部門に提出することを求めるものとする。</u><u>この場合においては、当初申告のシステム処理により配信された情報を「輸入申告控」又は「輸入許可通知書」として出力し、その他必要書類を添付することを求めるものとする。</u></p> <p>また、<u>通關担当部門においてこれらの提出書類の内容を確認した後、通關業者等は税關官署の開庁時間内に「関税等更正請求」業務を利用して、更正請求番号を入力し、送信することにより関税等更正請求の登録を行うことを求めるものとする。</u></p> <p>なお、通關業者が関税等更正請求を行う場合には、処理法第5条の規定に基づき<u>あらかじめ通關士が入力控情報等により請求内容を審査の上、関税等更正請求を行うこととなるので、留意する。</u></p> <table border="1" data-bbox="1136 1107 2048 1334"> <thead> <tr> <th data-bbox="1136 1107 1455 1207">区 分</th> <th data-bbox="1455 1107 1612 1207">税關控</th> <th data-bbox="1612 1107 1769 1207">会計検 査院用</th> <th data-bbox="1769 1107 1927 1207">統 計 資料用</th> <th data-bbox="1927 1107 2048 1207">合 計 部 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1136 1207 1455 1334">①当初申告において、<u>関税率表1品目に対する税額が300万円（長崎税關、</u></td> <td data-bbox="1455 1207 1612 1334"><input type="radio"/></td> <td data-bbox="1612 1207 1769 1334"><input type="radio"/></td> <td data-bbox="1769 1207 1927 1334"><input type="radio"/></td> <td data-bbox="1927 1207 2048 1334">3</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	税關控	会計検 査院用	統 計 資料用	合 計 部 数	①当初申告において、 <u>関税率表1品目に対する税額が300万円（長崎税關、</u>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	3
区 分	税關控	会計検 査院用	統 計 資料用	合 計 部 数							
①当初申告において、 <u>関税率表1品目に対する税額が300万円（長崎税關、</u>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	3							

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前				
<u>求を行う税関官署の通関担当部門に 2 部（税関用 1 部、会計検査院用 1 部）提出するよう求めるものとする。その際には、当初申告のシステム処理により配信された情報を「輸入申告控」又は「輸入許可通知書」として出力し、その他必要書類を添付することを求めるものとする。</u>	<u>函館税関及び沖縄地区税関においては 200 万円以上</u> のもの				
(1) <u>当初申告において、関税率表 1 品目に対する税額が 300 万円（長崎税関、函館税関及び沖縄地区税関においては 200 万円）以上のもの</u>	<u>②当初申告において、関税率表 1 品目に対する関税額又は内国消費税額について 100 万円以上の税額を軽減し、又は免除したもの</u>				
(2) <u>当初申告において、関税率表 1 品目に対する関税額又は内国消費税額について 100 万円以上の税額を軽減し、又は免除したもの</u>	<u>③更正通知において、関税率表 1 品目に対する関税額又は内国消費税額について 100 万円以上の税額を軽減し、又は免除したもの</u>				
(3) <u>更正通知において、関税率表 1 品目に対する関税額又は内国消費税額について 100 万円以上の税額を軽減し、又は免除したもの</u>	<u>④上記以外のもの</u>				
第 13 節 石油製品等移出（総保出）輸入申告	第 13 節 石油製品等移出（総保出）輸入申告				
(移出（総保出）輸入申告時の添付書類等の提出)	(移出（総保出）輸入申告時の添付書類等の提出)				
13-3 前項の規定により通関業者等に「石油製品等移出輸入申告控情報」	13-3 前項の規定により通関業者等に「石油製品等移出輸入申告控情報」				

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前												
<p>又は「石油製品等総保出輸入申告控情報」が配信されたときは、添付書類等に申告番号、申告先税関官署名及び部門並びに通関業者名その他必要事項を付記して、輸入申告の日の翌日から 3 日以内（行政機関の休日の日数は算入しない。）に、通関担当部門への提出を求めるものとする。</p> <p><u>この場合において、次のいずれかに該当するときは、当該輸入申告控情報を「石油製品等移出輸入申告控」又は「石油製品等総保出輸入申告控」として出力し、添付書類等を添付の上、通関担当部門へ 2 部（税関用 1 部、会計検査院用 1 部）提出するよう求めるものとする。</u></p> <p>イ <u>有税品の場合で、関税率表 1 品目に対する関税額又は内国消費税額が 300 万円（長崎税関、函館税関及び沖縄地区税関においては 200 万円）以上のもの</u></p> <p>ロ <u>関税率表 1 品目に対する関税額又は内国消費税額について 100 万円以上の税額を軽減し、又は免除するもの</u></p>	<p>又は「石油製品等総保出輸入申告控情報」が配信されたときは、<u>当該輸入申告控情報を「石油製品等移出輸入申告控」又は「石油製品等総保出輸入申告控」として出力し、添付書類等を添付し、次に定めるところにより、通関担当部門への提出を求めるものとする。</u></p> <p>(1) <u>提出期限</u>  <u>輸入申告の日から 3 日以内（期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、同日の翌日までとする。）</u></p> <p>(2) <u>提出書類</u>  <u>イ 「石油製品等移出輸入申告控」又は「石油製品等総保出輸入申告控」の提出部数については、次表のとおりとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1125 817 2061 1337"> <thead> <tr> <th data-bbox="1125 817 1343 917">区 分</th> <th data-bbox="1343 817 1507 917">税関控</th> <th data-bbox="1507 817 1626 917">会計検 査院用</th> <th data-bbox="1626 817 1745 917">調査 通知用</th> <th data-bbox="1745 817 1864 917">保税 通知用</th> <th data-bbox="1864 817 2061 917">合 計 部 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1125 917 1343 1337"> <u>① 有税品の場合で、関税率表 1 品目に対する関税額又は内国消費税額が 300 万円（長崎税関、函館税関及び沖縄地区税関においては 200 万円）以上の税額を軽減し、又は免除するもの</u> </td><td data-bbox="1343 917 1507 1337" style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td><td data-bbox="1507 917 1626 1337" style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td><td data-bbox="1626 917 1745 1337"></td><td data-bbox="1745 917 1864 1337"></td><td data-bbox="1864 917 2061 1337" style="text-align: center;">2</td></tr> </tbody> </table>	区 分	税関控	会計検 査院用	調査 通知用	保税 通知用	合 計 部 数	<u>① 有税品の場合で、関税率表 1 品目に対する関税額又は内国消費税額が 300 万円（長崎税関、函館税関及び沖縄地区税関においては 200 万円）以上の税額を軽減し、又は免除するもの</u>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			2
区 分	税関控	会計検 査院用	調査 通知用	保税 通知用	合 計 部 数								
<u>① 有税品の場合で、関税率表 1 品目に対する関税額又は内国消費税額が 300 万円（長崎税関、函館税関及び沖縄地区税関においては 200 万円）以上の税額を軽減し、又は免除するもの</u>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			2								

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前				
	<u>以上のもの</u>				
	<u>②減免税品の場合で、事後確認又は他関通知用を必要とするもの</u>	<input type="checkbox"/>	<input type="triangle"/> (注)	<input type="checkbox"/>	<u>2又は3</u>
	<u>③減免税品の場合で保税部門に通知を必要とするもの</u>	<input type="checkbox"/>	<input type="triangle"/> (注)	<input type="checkbox"/>	<u>2又は3</u>
	<u>④上記①～③以外のもの</u>	<input type="checkbox"/>	<input type="triangle"/> (注)		<u>1又は2</u>
	<p>(注) <u>関税率表 1 品目に対する関税額又は内国消費税額について</u>  <u>100 万円以上の税額を軽減し、又は免除する場合</u>  <u>なお、石油石炭税法（昭和 53 年法律第 25 号）第 15 条（石油石炭税の特例納付）の規定に係る輸入申告の場合は、納税地税関送付用を 1 部追加する。</u>  <u>□ 法その他関税等に関する法令の規定により、輸入申告に際して税関に提出すべきものとされている仕入書その他の書類（原産地証明書、免税等関係書類、他法令による許可・承認等を証する書類等。</u>  <u>ただし、システムを利用して法第 70 条第 2 項の規定による証明が行われた場合については、関税法基本通達 70-3-1 に基づく許可・</u></p>				

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
	<u>承認等を証する書類の提出は省略して差し支えないものとする。)</u>
(検査の指定) 13-4 移出（総保出）輸入申告に係る貨物の検査を行う場合は、関税法基本通達 67-3-11（検査貨物の指定等）の規定に基づき、検査指定票（税関様式 <u>C-5270</u> 号）を交付するものとする。	(検査の指定) 13-4 移出（総保出）輸入申告に係る貨物の検査を行う場合は、関税法基本通達 67-3-11（検査貨物の指定等）の規定に基づき、検査指定票（税関様式 <u>C第 5270</u> 号）を交付するものとする。
第 15 節 輸入申告等に係る添付書類等の電磁的記録による提出	第 15 節 輸入申告等に係る添付書類等の電磁的記録による提出
(輸入申告等時の添付書類等の提出) 15-1 輸入申告又は輸入（引取）申告又はマニフェスト等による輸入申告（以下この項及び次項において「輸入申告等」という。）を行う者及びその代理人である通関業者（以下この項及び次項において「通関業者等」という。）がシステムを使用して添付書類等を電磁的記録により提出する場合は、次により取り扱うものとする。なお、この場合において、輸入申告等控（輸入申告等に係る申告控情報を出力したものをいう。以下この項及び次項において同じ。）を提出することを求めるものとする。 (1)及び(2) (省略) (3) 電磁的記録による提出する書類の解像度は 200dpi 以上とし、原則として白黒のファイルでの提出を認めるものとする。 <u>ただし、関税法施行令第 61 条第 1 項第 1 号に規定する原産地証明書、同第 2 号に規定する</u>	(輸入申告等時の添付書類等の提出) 15-1 輸入申告又は輸入（引取）申告又はマニフェスト等による輸入申告（以下この項及び次項において「輸入申告等」という。）を行う者及びその代理人である通関業者（以下この項及び次項において「通関業者等」という。）がシステムを使用して添付書類等を電磁的記録により提出する場合は、次により取り扱うものとする。なお、この場合において、輸入申告等控（輸入申告等に係る申告控情報を出力したものをいう。以下この項及び次項において同じ。）を提出することを求めるものとする。 (1)及び(2) (同左) (3) 電磁的記録による提出する書類の解像度は 200dpi 以上とし、原則として白黒のファイルでの提出を認めるものとする。なお、提出された添付書類等が不鮮明であり記載内容を正確に確認できない場合など税関

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>締約国原産地証明書又は関税暫定措置法施行令第 27 条第 1 項に規定する原産地証明書については、カラーのファイルでの提出を求めるものとする。なお、提出された添付書類等が不鮮明であり記載内容を正確に確認できない場合など税関の審査・検査に支障があると認められる場合には、再度提出することを求めるものとする。</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(5) 添付書類等の訂正等により「申告添付登録」業務を行うことが可能な容量を超えた場合等で、書面により提出するときは、「申告添付訂正」業務により添付書類等の提出方法を窓口提出に切り替えた上で、全ての添付書類等を書面により通関担当部門に提出することを求めるものとする。</p> <p>(6) 次に掲げる輸入申告等であって原本を書面により提出又は提示する必要があるものについては、輸入の許可の日の翌日から 3 日以内（行政機関の休日の日数は算入しない。）に、当該原本に輸入申告番号等を付記して提出又は提示することを求めるものとする。ただし、輸入申告等の審査終了の前に当該原本を書面により確認する必要があると認められる場合には、当該原本の書面による提出又は提示を求め、書面により確認した上で審査終了の登録を行うこととする。</p>	<p>の審査・検査に支障があると認められる場合には、再度提出することを求めるものとする。</p> <p>(4) (同左)</p> <p>(5) 添付書類等の訂正等により「申告添付登録」業務を行うことが可能な容量を超えた場合等で、書面により提出するときは、「申告添付訂正」業務により添付書類等の提出方法を窓口提出に切り替えた上で、全ての添付書類等を書面により通関担当部門に提出することを求めるものとする。なお、航空貨物について、審査区分が書類審査扱い（区分 2）又は検査扱い（区分 3）となった輸入申告等に係る添付書類等を書面により提出する場合は、輸入申告等控を提出することを求めるものとする。</p> <p>(6) 次に掲げる輸入申告等であって原本を書面により提出又は提示する必要があるものについては、輸入の許可の日から 3 日以内（期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、その日の翌日をもって当該期間の末日とする。）に、当該原本に輸入申告番号等を付記して提出又は提示することを求めるものとする。ただし、輸入申告等の審査終了の前に当該原本を書面により確認する必要があると認められる場合には、当該原本の書面による提出又は提示を求め、書面により確認した上で審査終了の登録を行うこととする。</p>

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
イ及びロ (省略)	<p>イ及びロ (同左)</p> <p>ハ <u>E P A 税率の適用を受けようとする貨物に係る締約国原産地証明書等（関税法基本通達 68-5-11 の 2 に規定する原産地申告に係る書面及び前記 1-4(2)ハに規定するオーストラリア協定原産品申告書を除き、関税法施行令第 61 条第 4 項及び第 8 項において輸入申告の際に提出することとされているもの（同条第 4 項に規定する締約国品目証明書を除く。）を含む。以下この項において同じ。）又は特恵税率の適用を受けようとする貨物に係る原産地証明書の提出を要する輸入申告等（当該貨物が特例輸入者に係る特例申告貨物である場合を除くものとし、特例委託輸入者に係る特例申告貨物については、当該輸入申告の依頼を受けた認定通関業者が締約国原産地証明書等又は原産地証明書の確認を的確に行っていないことその他の理由により関税の徴収の確保に支障があると認められる場合に限る。）</u>  <u>なお、オーストラリア協定原産品申告書の提出は、書面（その写しを含む。）又は電磁的記録により提出することができる所以留意すること。</u></p> <p>三 <u>協定税率の適用を受けようとする貨物に係る原産地証明書の提出を要する輸入申告等（関税法基本通達 68-3-7 の方法により関税法施行令第 61 条第 1 項第 1 号に規定する原産地証明書の提出が必要な場合に限る。ただし、当該貨物が特例輸入者に係る特例申告貨物である場合にはその提出を要さず、特例委託輸入者に係る特例申告貨物</u></p>

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>八 (省略)</p> <p>三 (省略)</p>	<p>である場合には、当該輸入申告の依頼を受けた認定通関業者が原産地証明書の確認を的確に行っていないことその他の理由により関税の徴収の確保に支障があると認められる場合に限り、その提出を要するものとする。)</p>
<p>（輸入申告等の訂正時の添付書類等の提出）</p> <p>15-2 通関業者等が、輸入申告等の後、当該輸入申告等に係る輸入の許可までの間に申告内容の訂正をする場合に、システムを使用して添付書類等を電磁的記録により提出するときは、前項(2)から<u>(6)</u>までの規定により取り扱うものとする。なお、この場合において、訂正後の輸入申告等控を提出することを求めるものとする。</p>	<p>（輸入申告等の訂正時の添付書類等の提出）</p> <p>15-2 通関業者等が、輸入申告等の後、当該輸入申告等に係る輸入の許可までの間に申告内容の訂正をする場合に、システムを使用して添付書類等を電磁的記録により提出するときは、前項(2)から<u>(7)</u>までの規定により取り扱うものとする。なお、この場合において、訂正後の輸入申告等控を提出することを求めるものとする。</p>
<p>（特例申告時の添付書類等の提出）</p>	<p>（特例申告時の添付書類等の提出）</p>

## 新旧対照表

## 【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>15-3 特例申告 <u>(一括特例申告を含む。)</u> を行う者及びその代理人である通関業者がシステムを使用して添付書類等を電磁的記録により提出する場合は、この節 15-1(2)から(6)までの規定により取り扱うものとする。</p>	<p>15-3 特例申告を行う者及びその代理人である通関業者がシステムを使用して添付書類等を電磁的記録により提出する場合は、この節 15-1(2)から(6)までの規定により取り扱うものとする。<u>なお、この場合において、会計検査院用として提出が必要な書類については、この章第 4 節 4-6(1)イ及び(2)の規定により書面により提出することを求めるものとする。</u></p>
<p>(蔵入等承認申請等の訂正時の添付書類等の提出)</p> <p>15-5 通関業者等が、当該申請等の後、当該申請等の承認までの間に申請内容を訂正する場合にシステムを使用して添付書類等を電磁的記録により提出するときは、この節 15-1(2)から(6)までの規定により取り扱うものとする。なお、この場合において、「輸入申告等変更控」（蔵入承認申請変更控、移入承認申請変更控、総保入承認申請変更控又は展示等申告変更控）を提出することを求めるものとする。</p>	<p>(蔵入等承認申請等の訂正時の添付書類等の提出)</p> <p>15-5 通関業者等が、当該申請等の後、当該申請等の承認までの間に申請内容を訂正する場合にシステムを利用して添付書類等を電磁的記録により提出するときは、この節 15-1(2)から(6)までの規定により取り扱うものとする。なお、この場合において、「輸入申告等変更控」（蔵入承認申請変更控、移入承認申請変更控、総保入承認申請変更控又は展示等申告変更控）を提出することを求めるものとする。</p>
<p>(予備申告等の訂正時の添付書類等の提出)</p> <p>15-7 通関業者等が、予備申告等の登録後、当該予備申告等に係る輸入申告等までの間に当該予備申告等の内容を訂正する場合に、システムを使用して添付書類等を電磁的記録により提出するときは、この節 15-1(2)から(5)までの規定により取り扱うものとする。なお、この場合において、訂正後の「予備申告控」を提出することを求めるものとする。</p>	<p>(予備申告等の訂正時の添付書類等の提出)</p> <p>15-7 通関業者等が、予備申告等の登録後、当該予備申告等に係る輸入申告等までの間に当該予備申告等の内容を訂正する場合に、システムを利用して添付書類等を電磁的記録により提出するときは、この節 15-1(2)から(5)までの規定により取り扱うものとする。なお、この場合において、訂正後の「予備申告控」を提出することを求めるものとする。</p>

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p><u>(修正申告事項の必要書類の提出)</u></p> <p>15-10 通関業者等がシステムを使用して修正申告事項の必要書類を電磁的記録により提出する場合は、この節 15-1(2)から(6)までの規定に準じて取り扱うものとする。また、当該必要書類を電磁的記録により提出した場合は電磁的記録により提出した旨及び修正申告番号を通関担当部門に連絡することを通関業者等に求めることとし、「修正申告入力控」を提出することを求めるものとする。</p>	
<p><u>(関税等更正請求事項の必要書類の提出)</u></p> <p>15-11 通関業者等がシステムを使用して関税等更正請求事項の必要書類を電磁的記録により提出する場合は、この節 15-1(2)から(6)までの規定に準じて取り扱うものとする。また、当該必要書類を電磁的記録により提出した場合は電磁的記録により提出した旨及び更正請求番号を通関担当部門に連絡することを通関業者等に求めることとし、「関税等更正請求入力控」を提出することを求めるものとする。</p>	
<p><u>(移出（総保出）輸入申告時の添付書類等の提出)</u></p> <p>15-12 製造済外国貨物の移出（総保出）輸入申告を行う者及びその代理人である通関業者（以下次項において「通関業者等」という。）がシステムを使用して添付書類等を電磁的記録により提出する場合は、この節 15-1(2)から(6)までの規定により取り扱うものとする。なお、この場合におい</p>	<p><u>(移出（総保出）輸入申告時の添付書類等の提出)</u></p> <p>15-10 製造済外国貨物の移出（総保出）輸入申告を行う者及びその代理人である通関業者（以下次項において「通関業者等」という。）がシステムを使用して添付書類等を電磁的記録により提出する場合は、この節 15-1(2)から(6)までの規定により取り扱うものとする。なお、この場合におい</p>

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
て、「石油製品等移出輸入申告控」又は「石油製品等総保出輸入申告控」を提出することを求めるものとする。	て、「石油製品等移出輸入申告控」又は「石油製品等総保出輸入申告控」を提出することを求めるものとする。 <u>ただし、会計検査院用として提出が必要な書類については、この章第 13 節 13-3 の規定により書面により提出することを求めるものとする。</u>
(移出（総保出）輸入申告の訂正時の添付書類等の提出) 15-13 (省略)	(移出（総保出）輸入申告の訂正時の添付書類等の提出) 15-11 (同左)
<u>第 16 節 関税割当に係る数量管理</u>  <u>(関税割当証明書内容の登録)</u>  <u>16-1 関税割当証明書の交付を受けた者又はその代理人（通関業者を含む。）（以下この節において「登録者」という。）がシステムを使用して割当数量の管理を行う場合は、「関税割当証明書内容登録」業務を利用して必要事項を入力して登録を行った後に、当該登録に係る関税割当証明書を使用して輸入申告（特例申告貨物にあっては、特例申告。以下この節において同じ。）を行う税関官署の通関担当部門（以下「通関担当部門」という。）に当該登録の内容について確認を受けるものとする。</u>  <u>(関税割当証明書内容の確認)</u>  <u>16-2 前項の規定によりシステムに登録した関税割当証明書の内容につ</u>	

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>いて税関に確認を受ける際は、当該登録後に登録者に配信された「<u>関税割当証明書内容登録控情報</u>」（別紙様式M-569号）を「<u>関税割当証明書内容登録控</u>」（登録内容を訂正した場合は「<u>関税割当証明書内容訂正控情報</u>」（別紙様式M-570号）を「<u>関税割当証明書内容訂正控</u>」）として出力し、<u>関税割当証明書及び関係書類</u>（以下この項において「<u>関税割当証明書等</u>」という。）とともに通関担当部門に提示することを求めるものとする。</p>	
<p>通関担当部門は、登録者から提示された<u>関税割当証明書等</u>の内容を確認した後に、システムに確認した旨を登録し、<u>関税割当証明書</u>に「<u>NACCS登録済</u>」及び登録年月日を記入し、審査印を押印の上で、<u>関税割当証明書等</u>を登録者に交付する。</p>	
<p><u>(関税割当裏落内容の仮登録)</u></p> <p>16-3 <u>輸入申告を行う者及びその代理人である通関業者</u>（以下この節において「<u>通関業者等</u>」という。）が、前項の規定により税関の確認を受けた<u>関税割当証明書の情報を輸入申告において利用する場合は、この章第1節1-1の規定により、輸入申告事項の登録を行った上で、「<u>関税割当証明書等内容呼出し</u>」業務を利用して、<u>関税割当裏落内容の仮登録</u>を行うことを求めるものとする。</u></p> <p><u>(関税割当裏落内容仮登録の輸入申告後の訂正又は取消し)</u></p> <p>16-4 <u>通関業者等が、前項の規定により仮登録した関税割当に係る輸入申</u></p>	

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>告を行った後（予備申告の場合は予備申告後）、通関担当部門による「輸入申告審査終了」業務が行われる前に、システムに仮登録された関税割当裏落内容について訂正又は取消し（以下この項において「訂正等」という。）をする場合は、あらかじめ通関担当部門に訂正等の申出を行った後、「関税割当証明書等内容呼出し」業務を利用し、関税割当裏落内容の訂正等を行うことを求めるものとする。</p> <p><u>（関税割当裏落内容の訂正）</u></p> <p>16-5 通関担当部門による「輸入申告審査終了」業務が行われ、関税割当裏落内容を税関が確認した旨がシステムに登録された後に、当該登録内容を訂正する必要がある場合は、通関業者等に、あらかじめ当該通関担当部門に訂正の申出をさせた後、「関税割当証明書等内容呼出し」業務を利用して、登録内容を訂正することとする。</p> <p><u>（関税割当証明書のシステム管理の終了）</u></p> <p>16-6 登録者が、システムを使用した割当数量の管理を終了する場合は次による。</p> <p>なお、関税割当を受けた者が関税割当証明書を発給官庁へ返却する場合又は名義変更、有効期間の延長申請若しくは関税割当証明書の分割申請を行うために関税割当証明書を発給官庁へ提出する場合は、当該関税割当証明書についてシステム管理終了の登録を行った後に発給官庁への提出を</p>	

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>行うよう求めるものとする。</p> <p>(1) <u>システム管理終了の申出</u>  <u>登録者に対し、関税割当証明書及び上記 16-2 により通関担当部門の確認登録後に配信された「関税割当証明書登録通知情報」（別紙様式 M-571 号）を出力したものを、当該関税割当証明書をシステム管理して最後に輸入申告を行った税関官署の通関担当部門に提示して、関税割当証明書のシステム管理を終了する旨の申出を行うことを求めるものとする。</u></p> <p>(2) <u>システム管理終了の登録</u>  <u>上記(1)の申出があった場合は、通関担当部門は、システムにより割当数量の管理状況を確認した上で、システムにより関税割当証明システム管理終了の登録を行い、当該登録後に配信された「関税割当証明書システム管理終了結果情報」を出力した帳票を登録者に交付する。併せて、「NACCS 登録終了」、「終了年月日」及び「割当数量の残数量」を記入した関税割当証明書に審査印を押印の上、登録者に交付する。</u></p> <p>第 17 節 指定地外貨物検査の許可の申請  (指定地外貨物検査許可申請)  <u>17-1</u> (省略)</p>	<p>第 16 節 指定地外貨物検査の許可の申請  (指定地外貨物検査許可申請)  <u>16-1</u> (同左)</p>

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
第 6 章 開庁時間外の事務の執行を求める届出	第 6 章 開庁時間外の事務の執行を求める届出
(輸出入申告等の特例に係る届出)	
<p><u>1-2 関税法基本通達67の3-1-1に規定する特例輸出申告及び同通達67の19-1に規定する特例輸入申告等について、申告が行われた税関官署（以下この項において「申告官署」という。）と当該申告に係る貨物が置かれている保税地域等の所在地を所轄する税関官署（以下この項において「蔵置官署」という。）が異なる場合に、申請者が申告官署又は蔵置官署のいずれかの税関官署の開庁時間外に執務を求めるときは、申告官署及び蔵置官署の開庁時間内（この章1-1(2)の場合を除く）に、申告官署に届出を行うことを求めるものとする。</u></p> <p><u>なお、この場合において、「時間外執務要請届」業務を利用することができないときは、次章に規定する汎用申請を利用すること又は「開庁時間外の事務の執行を求める届出書」（C-8000）を提出することにより申告官署への届出を行う必要があるので留意する。</u></p>	
(事務の執行を求める時間の延長の手続)	(事務の執行を求める時間の延長の手続)
<p><u>1-3 (省略)</u></p>	<p><u>1-2 (同左)</u></p>
別紙 1	別紙 1
窓口電子申告端末運用指針	窓口電子申告端末運用指針

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
1. ~ 4. (省略)	1. ~ 4. (同左)
<p>5. 対象業務</p> <p>対象業務は、以下の業務とする。</p> <p>① (省略)</p> <p>② <u>修正申告</u></p> <p>③ (省略)</p> <p>④ (省略)</p> <p>⑤ <u>添付書類等の登録に係る業務（輸出入申告、修正申告に係る添付書類等をPDFファイル等の電磁的記録により提出する場合に利用）</u></p>	<p>5. 対象業務</p> <p>対象業務は、以下の業務とする。</p> <p>① (同左)</p> <p>② (同左)</p> <p>③ (同左)</p>
6. (省略)	6. (同左)
<p>7. 本人確認</p> <p>窓口電子申告端末設置部門の職員は、利用者から本人確認書類（個人の場合は運転免許証やパスポート等、法人の場合は登記事項証明書、<u>社員証</u>や法人番号指定通知書等）の提示を求め、利用申込書に記載された輸出者又は輸入者（法人の場合は社員等）であることを確認する。</p> <p>また、窓口電子申告端末を利用して輸出入申告又は修正申告が行われた際は、<u>輸出申告控</u>の輸出者、<u>輸入申告控</u>又は<u>修正申告控</u>の輸入者と、</p>	<p>7. 本人確認</p> <p>窓口電子申告端末設置部門の職員は、利用者から本人確認書類（個人の場合は運転免許証やパスポート等、法人の場合は登記事項証明書や<u>社員証</u>等）の提示を求め、利用申込書に記載された輸出者又は輸入者（法人の場合は社員等）であることを確認する。</p> <p>また、窓口電子申告端末を利用して輸出入申告が行われた際は、<u>輸出申告控</u>の輸出者又は<u>輸入申告控</u>の輸入者と、利用申込書に記載された輸</p>

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前												
<p>利用申込書に記載された輸出者又は輸入者が一致することを確認する。</p> <p>確認時において、<u>輸出申告控</u>の輸出者、<u>輸入申告控</u>又は<u>修正申告控</u>の輸入者と、利用申込書の利用者の名称が異なる場合は、申告撤回のうえ再申告させることとする。なお、住所又は電話番号が異なる場合については、申告内容の訂正を求めるものとする。</p>	<p>出者又は輸入者が一致することを確認する。</p> <p>確認時において、<u>輸出申告控</u>の輸出者又は<u>輸入申告控</u>の輸入者と、利用申込書の利用者の名称が異なる場合は、申告撤回のうえ再申告させることとする。なお、住所又は電話番号が異なる場合については、申告内容の訂正を求めるものとする。</p>												
<p>8. N A C C S への参加及び税関発給コードの取得の従事</p> <p>継続的な利用者に対しては、N A C C S への参加及び税関発給コード（<u>法人番号を保有する法人を除く。</u>）を取得するよう従事するものとする。</p>	<p>8. N A C C S への参加及び税関発給コードの取得の従事</p> <p>継続的な利用者に対しては、N A C C S への参加及び税関発給コードを取得するよう従事するものとする。</p>												
<p>(別表)</p> <p>汎用申請対象手続一覧</p>	<p>(別表)</p> <p>汎用申請対象手続一覧</p>												
<p>【通関・収納・評価・関税鑑査官・通関業監督官関係】</p> <table border="1" data-bbox="159 1037 1096 1331"> <tr> <td data-bbox="159 1037 624 1091">手続名称</td><td data-bbox="624 1037 1096 1091">根拠法令等</td></tr> <tr> <td data-bbox="159 1091 624 1145">(省略)</td><td data-bbox="624 1091 1096 1145">(省略)</td></tr> <tr> <td data-bbox="159 1145 624 1331">減却（廃棄）承認申請書（軽減税率適用貨物）</td><td data-bbox="624 1145 1096 1331">定率法第 20 条の 2 第 3 項（定率法第 13 条第 7 項を準用） 定率令第 61 条（定率令第 11 条第 2 項を準用）</td></tr> </table>	手続名称	根拠法令等	(省略)	(省略)	減却（廃棄）承認申請書（軽減税率適用貨物）	定率法第 20 条の 2 第 3 項（定率法第 13 条第 7 項を準用） 定率令第 61 条（定率令第 11 条第 2 項を準用）	<p>【通關・收納・評價・關稅鑑査官・通關業監督官關係】</p> <table border="1" data-bbox="1131 1037 2046 1331"> <tr> <td data-bbox="1131 1037 1596 1091">手續名称</td><td data-bbox="1596 1037 2046 1091">根拠法令等</td></tr> <tr> <td data-bbox="1131 1091 1596 1145">(同左)</td><td data-bbox="1596 1091 2046 1145">(同左)</td></tr> <tr> <td data-bbox="1131 1145 1596 1331">(同左)</td><td data-bbox="1596 1145 2046 1331">定率法第 20 条の 2 第 3 項（定率法第 13 条第 7 項を準用） 定率令第 61 条（定率令第 11 条第 2 項を準用）</td></tr> </table>	手續名称	根拠法令等	(同左)	(同左)	(同左)	定率法第 20 条の 2 第 3 項（定率法第 13 条第 7 項を準用） 定率令第 61 条（定率令第 11 条第 2 項を準用）
手続名称	根拠法令等												
(省略)	(省略)												
減却（廃棄）承認申請書（軽減税率適用貨物）	定率法第 20 条の 2 第 3 項（定率法第 13 条第 7 項を準用） 定率令第 61 条（定率令第 11 条第 2 項を準用）												
手續名称	根拠法令等												
(同左)	(同左)												
(同左)	定率法第 20 条の 2 第 3 項（定率法第 13 条第 7 項を準用） 定率令第 61 条（定率令第 11 条第 2 項を準用）												

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後		改 正 前	
	定率基 <u>20 の 2 - 4</u> (4)		定率基 <u>20 の 2 - 3</u> (4)
(省略)	(省略)	(同左)	(同左)
用途外使用に該当しない用途の使 用届	定率基 15-11(1) 定率基 <u>20 の 2 - 3</u> 暫定基 10-1	(同左)	定率基 15-11(1) 定率基 <u>20 の 2 - 2</u> 暫定基 10-1
(省略)	(省略)	(同左)	(同左)
特例輸出貨物の輸出許可取消申請	(省略)	(同左)	(同左)
マニフェストによる輸出入申告(ド キュメント)	関基 67-2-5 関基 67-4-6		
合衆国軍隊の公用品等の対象とな る貨物に係る免税物品輸出入申告	日米地位協定法第 6 条、第 7 条 特例法基本通達第 1 章 6-3、雜一 1		
合衆国軍隊の軍用品等の対象とな る貨物に係る軍納物品輸出入申告	日米地位協定法第 6 条、第 7 条 特例法基本通達第 1 章 6-3、雜一 1		
(省略)	(省略)	(同左)	(同左)